

医京

No.2210

令和3年12月1日

報都

12.1

毎月2回（1日・15日）発行 購読料・年6,000円

2021
December

KYOTO

令和4年度診療報酬改定の論点<その2>

目 次

- 2 創立 74 周年を迎えるにあたり
 - 5 秋の叙勲
 - 5 母子保健家族計画事業功労者
 - 6 地区医師会との懇談会「京都北」
 - 9 第 52 回 全国学校保健・学校医大会
 - 10 委員会だより
 - 11 医療事故調査制度『相談窓口』のお知らせ
 - 12 京都府医師会融資斡旋制度概要
 - 16 地区庶務担当理事連絡協議会
 - 18 府医ドクターバンクのご案内
 - 20 地区だより
 - 22 お知らせ
 - ・京都府医師会母体保護法指定医師研修会のご案内
 - ・日医かかりつけ医機能研修制度 令和 3 年度修了申請について
 - ・会費・保険料・特定健診等事務費の口座振替について（お知らせ）
【令和 4 年 1 月から】
 - ・京都市からのお知らせ
『償却資産』の申告をお願いします
 - ・崇仁診療所の運営を行っていただける医師の募集について
 - 32 会員消息
 - 33 理事会だより
-

付 録

■ 保険だより

- 1 麻薬新免許証の交付について
- 2 新型コロナウイルス抗原検出検査等に係るQ&Aについて
- 2 年末・年始の投薬について「厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬」も30日まで投与可能
- 3 検査料の点数の取り扱いについて 11月1日から
- 6 自賠責研修会の開催について WEB 動画形式
- 7 小児慢性特定疾病の対象疾病の追加について 11月1日から
- 8 障害者総合支援法の対象疾病の追加について 11月1日から
- 8 被保険者証の無効通知について

■ 保険医療部通信

- 1 令和4年度診療報酬改定の論点<その2>
- 5 令和2年4月診療報酬改定について
- 7 生活保護における医療要否意見書の記載について

■ 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター通信

- 1 「京都在宅医療塾～実践編～」オンデマンド配信のご案内

■ 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター 認知症対策通信

- 1 かかりつけ医認知症対応力向上研修（Web 開催）開催のご案内

■ 介護保険ニュース

- 1 主治医研修会の開催について
-

京都府医師会

創立 74 周年を迎えるにあたり

令和 3 年 11 月 3 日、府医は創立 74 周年を迎えました。

白寿 4 名、米寿 31 名、長寿 54 名の祝福を受けられる先生方、また、叙勲受章者 3 名、褒章受章者 1 名、大臣表彰受賞者 9 名、保健文化賞受賞者 1 名、日本対がん協会賞受賞者 1 名、永年在任役員・代議員 5 名、永年勤続教員・職員 2 名の表彰の栄に浴されました先生方におかれましては、誠におめでとうございます。

本来であれば、例年のように創立記念式典を開催し、ご祝意を申し上げるべきところではございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、誠に残念ながら、本年も開催を中止させていただくこととなりました。

会員の皆様にご感謝をお伝えする行事が実施できないことは非常に残念ではございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

さて、京都府では、昨年 1 月に新型コロナウイルスの感染者が初めて確認されてから現在まで約 2 年の間に、感染拡大にともなう緊急事態宣言・まん延防止等重点措置を幾度となく経験いたしました。この間、会員の皆様には、PCR 検査体制から診療・検査医療機関へのご協力をはじめ、自宅療養者および宿泊療養者の健康観察、さらにはワクチン接種において、過去に経験をしたことのない困難な状況の中で、医療現場で感染リスクと闘いながらも、強い使命感をもってご尽力をいただいたことに改めて敬意と感謝の意を表します。

新型コロナウイルス感染症は、平時には気が付かなかった医療の大切さを再認識する契機となりました。必要なときに必要な医療が受けられるという我が国の医療体制を絶対に守らなければならないと決意を新たにするとともに、災害とも言うべきパンデミックの状況下において、必要な医療を切れ目なく提供するためには医師・医療機関の連携がいかに重要であるかを改めて確認することができました。これまでの対策を振り返り、検証することで次の感染拡大の波と今後の新興感染症に備えるとともに、コロナ後も安心、安全な社会を目指し、必要な医療を担うために、府医として力を尽くす所存です。

まだまだ医療分野には様々な課題が山積しておりますが、これからの 10 年先、20 年先をしっかりと見据え、より良い方向へ進めるよう医師会の責務を全うしてまいりたいと思いますので、今後も益々のご指導・ご鞭撻・叱咤激励をお願い申し上げます。

令和 3 年 11 月 3 日

一般社団法人京都府医師会 会長 松井 道宣

～被表彰者一覧（敬称略・五十音順）～

○白寿会員祝福

大本 巖（東 山）
岡村 定夫（左 京）
北川 文子（上 東）
平松 和 恵（伏 見）

○米寿会員祝福

猪谷 孟 雄（乙 訓）
今井 重 昭（中 東）
井村 晴 美（左 京）
岩瀬 鐵 磨（左 京）
加藤 信 博（右 京）
亀井 普（乙 訓）
川西 秀 德（左 京）
金 泰 希（左 京）
小河 節 子（伏 見）
小西 恭 禮（下 西）
小林 一 之（乙 訓）
小室 光（右 京）
清水 保（西 京）
杉本 亘 邦（右 京）
添田 晴 雄（山 科）
大門 公 子（上 東）
竹内 邦 夫（乙 訓）
武田 道 子（下 西）
玉井 義 朗（左 京）
浜 知 子（伏 見）
濱 廣 信（綴 喜）
林 衛（西 京）
原田 秀 歳（宇 久）
松原 健（西 京）
森田 陸 司（伏 見）
八木 良 造（綴 喜）
矢田 盛 泰（中 西）
矢野 弘 之（西 京）
山田 親 久（中 西）
山野 究（宇 久）
弓削 經 夫（伏 見）

○長寿会員祝福

青木 正（京都北）
浅輪 信 子（乙 訓）
飯田 哲 夫（下 西）
泉谷 守（右 京）
伊藤 秀 源（下 西）
伊東 三喜雄（右 京）
伊藤 芳 宏（右 京）
種田 征四郎（下 東）
大熊 正 人（下 東）
大澤 直（中 東）
垣内 孟（左 京）
亀岡 信 彰（宇 久）
川津 靜 夫（伏 見）
川浪 進（綴 喜）
川村 博（宇 久）
岸本 良 博（舞 鶴）
木戸 晉（左 京）
木村 潔（福知山）
楠堂 健（西 陣）
葛谷 英 嗣（下 西）
小出 正 治（中 西）
小出 操 子（相 樂）
小寺 明 吉（伏 見）
小牧 勝 彦（上 東）
佐藤 文 彦（左 京）
澤村 弘 治（左 京）
四方 實 彦（相 樂）
重村 俱 弘（舞 鶴）
島津 恒 敏（中 西）
末廣 進（西 京）
諏訪 隆 雄（宇 久）
瀬古 敬（北 丹）
高橋 俊 三（左 京）
高安 文 哉（伏 見）
武美 寛 治（西 京）
豊田 彌八郎（西 京）
中井 義 勝（中 西）

中尾 安 次（上 東）
中安 清（右 京）
西澤 明 彦（下 西）
西村 完 生（綴 喜）
西村 茂（福知山）
廣田 勝 彦（宇 久）
藤本 良 策（山 科）
増田 道 彦（宇 久）
松井 清 明（相 樂）
松木 英 行（福知山）
三浦 賢 佑（左 京）
三上 勝 利（伏 見）
三谷 大 洋（宇 久）
身原 順 子（西 京）
山村 紘（下 西）
山本 聰（相 樂）
家森 百合子（中 西）

○叙勲受章者

<令和2年秋>

瑞宝双光章（学校保健）
井上 靖 二（乙 訓）

瑞宝双光章（学校保健）
上田 義 博（乙 訓）

<令和3年春>

瑞宝双光章（地方自治）
赤坂 裕 三（乙 訓）

○褒章受章者

<令和3年春>

藍綬褒章
北川 靖（左 京）

○大臣表彰受賞者

厚生労働大臣表彰
（公衆衛生事業功労者）
岡田 純（左 京）

厚生労働大臣表彰
(救急医療功労者)

香川 恵 造 (福知山)

厚生労働大臣表彰
(公衆衛生事業功労者)

北川 靖 (左京)

厚生労働大臣表彰
(公衆衛生事業功労者)

鴻 巢 寛 (綾部)

厚生労働大臣表彰
(産科医療功労者)

小西 郁 生 (伏見)

厚生労働大臣表彰
(社会保険診療報酬支払基金関係功績者)

佐々木 義 行 (左京)

文部科学大臣表彰
(学校保健及び学校安全表彰)

鈴木 由 一 (西陣)

厚生労働大臣表彰
(救急医療功労者)

富士原 正 人 (福知山)

厚生労働大臣表彰
(国民健康保険関係功績者)

山下 直 己 (西京)

○第73回保健文化賞

特定非営利活動法人
快適な排尿をめざす全国ネット
の会 理事長

上 田 朋 宏 (中西)

○日本対がん協会賞

蔭 山 典 男 (宇久)

○永年在任役員・代議員

大 森 浩 二 (下西)

北川 靖 (左京)

竹 内 一 実 (下西)

富士原 正 人 (福知山)

横 江 信 義 (下西)

○永年勤続教員・職員

平 井 厚

増 田 よし美

京都府医師会ホームページを ご利用ください！



府医ホームページでは、府医の活動を会員に迅速に伝達するコンテンツを用意しています。ぜひご活用ください。

府医ホームページ URL <https://www.kyoto.med.or.jp/>

■ 京都医報

<https://www.kyoto.med.or.jp/member/report/index.shtml>

■ 府医トレセン

<https://www.kyoto.med.or.jp/tracen/>

■ 府医在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

<http://kyoto-zaitaku-med.or.jp>

新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症情報は、府医ホームページ「新型コロナウイルス関連特設サイト」をご覧ください。



❖ 秋の叙勲

中尾 一和 氏(京都大学)が瑞宝中綬章を受章

このたび、中尾一和氏（京都大学）が教育研究功勞による瑞宝中綬章を受章され、栄えある秋の叙勲の榮譽に浴されました。

先生のご受章を心よりお慶び申し上げますとともに、今後ますますのご活躍を祈念いたします。

令和3年度 母子保健家族計画事業功勞者

田 村 秀 子 氏 (中京東部) が厚生労働大臣表彰を受賞

このたび、田村秀子氏（中京東部）が母子保健家族計画事業功勞者厚生労働大臣表彰を受賞されました。

先生のご受賞を心からお喜び申し上げますとともに、今後ますますのご活躍を祈念いたします。

京都府医師会 会費減免についてのお知らせ

京都府医師会では、傷病、不慮の災害、産前・産後休暇・育児休業、その他特別の事由による、会費減免制度がございます。

詳細については府医・経理課（075-354-6103）までお問い合わせください。

「新型コロナウイルスワクチン接種の今後」、 「顔認証機能付き オンライン資格確認システムの現状」、 「次期診療報酬改定の動向」 について議論



京都北医師会と府医執行部との懇談会が10月13日(水)、Webで開催され、京都北医師会から15名、府医から9名が出席。「新型コロナウイルスワクチン接種の今後」、「顔認証機能付きオンライン資格確認システムの現状」、「次期診療報酬改定の動向」をテーマに活発な議論が行われた。

〈注：この記事の内容は10月13日現在のものであり、現在の状況とは異なる部分がございますのでお含みおきください〉

新型コロナウイルスワクチン接種の 今後について

～ワクチン供給の見通し～

第15クールをもってファイザー社ワクチンの日本への年内の搬入は終了し、他社のワクチンと

合わせると対象人口の約9割への配分が完了する。

～京都市のワクチン配送予定～

第15クールまでの供給を一定量確保できしており、10/11～11/1の週までは上限12バイアル＋αの発注が可能で、以降は在庫量を踏まえ、後

日京都市より連絡がある。

～中長期的副反応～

mRNA ワクチンについては長年研究されており、長期的な副作用は認められていないが、若年男性においてコロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎の副反応が問題となっている。しかし、新型コロナウイルスに感染した場合に合併して発症する心筋炎等の発生頻度よりは低いことから、ワクチンとの関連性が精査されている。安全性については、どのような影響を及ぼすか不明であり、長期的に調査・観察していく必要がある。

～交互相種・追加接種～

厚労省のワクチン分科会では、主に追加接種（3回目接種）について検討され、交互相種を一定要件のもとで可とし、他疾患ワクチンとの同時接種は不可、追加接種については2回目接種から8か月後の接種が妥当との結論になった。

また、既感染者への接種については、罹患後、接種医の判断で接種すること、中和抗体療法を受けた者も接種医の判断で接種することが確認されている。

厚労省からは各自治体に追加接種の12月開始に向けた準備の指示があり、京都では府・市と協議中である。1・2回目接種時と同様の順番、接種場所が原則になると思われるが、詳細が決まり次第、お知らせする。

顔認証機能付きオンライン資格確認 システムの現状について

～経緯と現状～

政府は、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用に向け、推進のための基金を設立し、財政補助・追加財政補助を実施。令和元年には「令和3年3月からの本格運用」を決定したものの、システムの安定性確保や加入者データの正確性担保の観点から、本格運用が10月に延期されることとなった。

府内の医療機関の導入状況は、以下のとおり（9

月26日現在）。

	機関数	アカウント 登録率	カード リーダー 申込率	本番稼働の オンライン 接続率
病 院	165	86.1%	81.2%	19.4%
診療所	2,245	43.3%	36.0%	5.7%

運用推進にはマイナンバーカードの普及と、保険証としての利用登録が必須だが、交付枚数率は全国で37.6%、うち保険証としての利用率が11.4%と低迷している。

～導入のメリット・デメリット～

メリットは、受付時における患者の資格情報の自動取得、資格過誤による返戻レセプトの減少等の事務作業の軽減が挙げられる。

一方、デメリットとして、患者がマイナポータルへの初回登録が必要があるため、行政が国民へ周知し、理解を促す働きかけが必要である。また、初期費用以外のランニングコストは医療機関の負担となっており、いずれも解消されるよう、日医が行政へ要望すべきである。

～府医の見解～

システム導入は義務ではないため、メリット・デメリットを踏まえて各医療機関で検討いただくことになるが、導入しないことで不当に不利益を受けることがないように注視していきたい。将来的に保険証が廃止され、マイナンバーカードに移行する可能性も否定できないが、先行きは不透明であり、状況を見ながら正確な情報を伝えていく。

次期診療報酬改定の動向について

～医療経済情勢の現状～

令和2年度の概算医療費は、新型コロナウイルス感染症の影響で前年度より1.4兆円の減少で42.2兆円となり、伸び率は対前年度比-3.2%で過去最高の減少幅と言われている。令和3年9月末まで時限的特例措置としていた（外来・入院）感染症対策実施加算等については、日医も強く延長を要望していたが、財務省の非常に強い抵抗により終了となった。代替措置として、令和3年10

月～12月を対象期間とするコロナ感染症対策の費用支援「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染対策継続支援補助金」が打ち出されている。

～議論の状況～

第1ラウンドの議論はすでに終了。9月22日に改定の基本方針が議論され、コロナをはじめとする新興感染症への対応力の強化が重要テーマとされている。

～日医の主張～

前回改定の影響を精緻に検証して行うものであるが、今回はコロナが甚大かつ複雑な影響を与えており、正しいデータとエビデンスに基づく議論は極めて困難である。次期診療報酬改定は必要最小限の規模に留めるべき。

- ・外来診療への評価：平時の感染対策をいかに評価するかが大きな課題。現在の特例の影響を踏まえて検討する。
- ・かかりつけ医機能の評価：財務省が主張するかかりつけ医の制度化は、点数の包括化、人頭割を狙ったものであり、絶対に阻止する。

- ・オンライン診療：距離要件、30分未満に対面可能であることの堅持が命題。この要件が削減されると、際限なく拡大しかねない。
- ・入院：今回のコロナ禍での経験によって急激に増大する急性期医療への需要に対して単に病床数や医療機器を増やしても、それを支える人材が確保されていないため、十分な医療提供ができないことが明らかとなった。拙速な病床削減は行うべきではない。

保険医療懇談会

支払基金と国保連合会双方における審査の平準化をはかるために開催している「基金・国保審査委員会連絡会」の状況について解説するとともに、個別指導における主な指摘事項についての資料を提供した。

また、療養費同意書交付（マッサージ、はり・きゅう）に関する留意点を解説し、慎重な判断と適切な同意書発行に理解と協力を求めた。

子育てサポートセンター

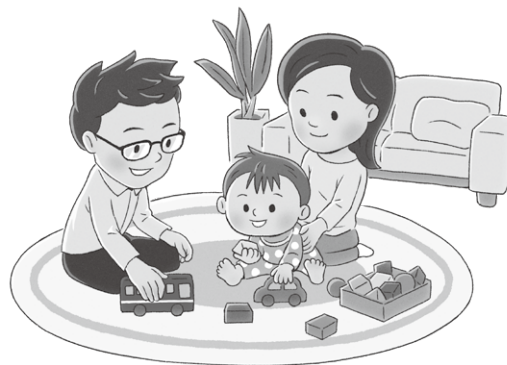
京都府医師会では、京都府内で働いている医師を対象に、お子さまの一時預かりサービスを行っております。医師会館内の保育ルームにて専属保育士がお子さまをお預かりいたします。

子育てサポートセンターのホームページから、WEBにて利用予約が可能です。

また、新規登録された方やお知り合いをご紹介して下さった方へ体験保育（4時間まで保育無料）も実施しておりますので、是非子育てサポートセンターをご利用ください。



詳細はホームページをご覧ください。
◀ <https://kosapo.jp/>



第 52 回 全国学校保健・学校医大会

メインテーマ

「明るく強く育むために～コロナや災害に取り組む医療～」

第 52 回全国学校保健・学校医大会が 10 月 30 日(土)に岡山県で開催された。本年は昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、WEB 形式(LIVE 配信+オンデマンド配信)にて開催され、府医からは Web での参加が 10 名であった。

午前は「からだ・ところ 1」「からだ・ところ 2」「整形外科」「耳鼻咽喉科」「眼科」の 5 分科会で合計 41 の演題発表が行われ、府医からは学校保健委員会委員長の柏井真理子氏が「GIGA スクール構想と色のバリアフリー」と題した研究発表を行った。発表では、GIGA スクール構想により多くの小中学校でデジタル端末を活用した授業が始められつつある中で、デジタル機器使用に関しては眼の健康への注意が必要であるが、特にこの構想下での色のバリアフリーについての見解が述べられた。

午後は式典のあと、「感染症とワクチン～新型コロナウイルスを経験して」と題した川崎医科大学小児科教授・中野貴司氏の基調講演と、「コロナや災害から子どもを守る医療」をテーマとしたシンポジウムが行われた。

中野貴司氏は新型コロナウイルス感染症が人類の大きな疾病負担であることのポイントとして誰もが感染する可能性と重症化する頻度や致死率が高いことを挙げ、感染症対策の基本が予防であることを前提に、小児の場合には自らだけでは判断できないという特性をふまえて、わかりやすい方法で適切にアドバイスできる環境の整備の重要性を述べた。

その後、4 人の演者による発表があり、まず、

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科小児医科学准教授・岡田あゆみ氏が、「コロナとともに生きる子ども達～小児心身医学の視点から～」としてコロナが子どもたちのところに与えた影響について報告した。

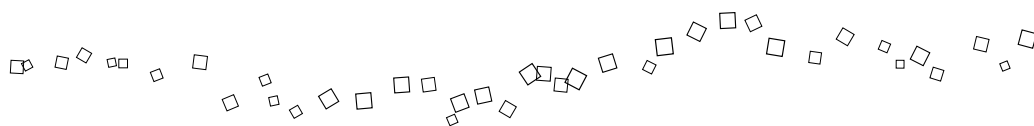
次に、岡山大学学術研究院医歯薬学域疫学・衛生学分野教授・頼藤貴志氏からは、「新型コロナウイルス感染症やその他の災害の子どもへの影響」と題して新型コロナウイルス感染症の流行状況と症状、予後について小児という観点からの振り返りがなされた。

岡山県小児科医会会長/岡山愛育クリニック副院長・横山裕司氏は、「支援を必要とする子どもの避難場所の確保～岡山県小児科医会の取り組み」について述べ、平成 30 年の西日本豪雨に際して医療的ケア児への対応の遅れや避難場所の指示・把握あるいは病院や行政での対応マニュアルの不備を踏まえて、在宅医療的ケア児の避難策確保に係る取り組みについて紹介した。

最後に、岡山大学病院救命救急災害医学科助教塚原紘平氏より「新型コロナウイルス感染症と災害から子どもを護るためにできること」と題した発表があり、ウィズコロナやアフターコロナにおいて、我々はどうのような視点で子どもたちを護っていくべきなのかについての発表があった。

続く特別講演では「大原美術館で見付けてほしいこと」と題して財団法人大原美術館名誉館長の大原謙一郎氏による特別講演が行われ、来年度の開催県である岩手県医会長からの挨拶をもって第 52 回大会は無事終了した。

委員会 だより



学校医部会学校検尿事業委員会

長村 吉朗 (東山)	石割 康平 (相楽)	◎川勝 秀一 (左京)
○木崎 善郎 (東山)	西田眞佐志 (第一日赤)	小坂喜太郎 (亀岡市)
小松 博史 (舞鶴)	北井悠一郎 (京大病院)	河井 昌彦 (京大病院)
奥村 保子 (第一日赤)	岩本 順香 (京都市教育委員会)	矢野 智美 (舞鶴市教育委員会)

(敬称略, 順不同, ◎=委員長, ○=副委員長)

担当副会長 谷口 洋子 / 担当理事 松田 義和・禹 満

学校検尿事業のさらなる充実・拡大をめざして

今期の第1回学校医部会学校検尿事業委員会が10月20日(水)に開催され, 前期に引続き, 委員長に川勝秀一氏(左京), 副委員長には木崎善郎氏(東山)を選出した。

平成16年度から京都市の委託を受けて実施されている本事業は, 会員各位のご協力を得て順調に進められており, 委員会においては, 事後追跡

すべき事例について詳細な検討を行う等, 精度管理に力を注いでいる。

今期の委員会では, 前期に引続き, 検査会社の精度管理と, かねてから課題となっている三次検尿・精密検査の受検率向上のための対策について協議し, さらなる充実を図ることとなった。

医療事故調査制度『相談窓口』のお知らせ

平成 26 年 6 月の医療法の一部改正により平成 27 年 10 月 1 日から「医療事故調査制度」が施行されています。今回の制度においては①医療事故の判断②院内医療事故調査委員会の実施③支援センターへの報告④遺族への説明等、管理者としての判断・責任が非常に大きくなっています。また、中立性、公平性の担保という観点からも、外部からの支援を受けることが求められています。

各医療機関におかれましては、万が一、対象となる死亡事案が発生した際には、適切な対応をお願いするとともに、京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会（窓口：府医）にご相談ください。

府医では、医療機関における『初期対応マニュアル（第 4 版）』『初期対応チェックリスト』を作成していますので、是非、ご活用ください（京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会 WEB サイトよりダウンロードできます）。

医療事故調査・支援センター

（一社）日本医療安全調査機構

-
- 医療事故 相談専用ダイヤル 03-3434-1110
 - 対応時間 午前 7 時～午後 11 時
 - URL <http://www.medsafe.or.jp/>

京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会

（一社）京都府医師会 医療安全課

-
- 専用電話 075-354-6355
 - 対応日時 平日 午前 9 時～午後 6 時 土曜日 午前 9 時～午後 12 時
（※休日・夜間については、医療事故調査・支援センターで対応）
 - メールアドレス jikocho@kyoto.med.or.jp
 - URL <https://www.kyoto.med.or.jp/ma/>
 - 相談内容
 - ①制度概要に関する相談
 - ②事故判断への相談
 - ③院内事故調査への技術的支援
 - (1)外部委員の派遣
 - (2)報告書作成支援
 - (3)解剖・Ai 実施支援

京都府医師会融資斡旋制度概要

当制度は、府医が金融機関と協定を締結し、会員向けに低利な融資を斡旋する制度です。
事務手数料、保証料も無料で、大変有利な条件でご利用いただけます。

取り扱い金融機関

京都中央信用金庫、京都信用金庫、京都北都信用金庫

融資種別

1. A会員融資

資金使途

- ① 運転資金
- ② 病院、診療所および従業員宿舍の新設、増改築に必要な資金
- ③ 医療に必要な機械器具、備品、消耗品の購入資金
- ④ 子弟教育資金
- ⑤ 生活関連資金（居住用土地建物購入資金を含む）、相続対策資金等
- ⑥ 上記に関連する借換え資金（他行融資分に限る）

融資限度額

過去3ヶ月間の診療報酬平均月額の25倍以内で、かつ最高限度額1億3,000万円

融資条件

診療報酬受取口座の指定により最優遇金利を適用

2. B1・B2・C会員融資

資金使途

- ① 生活関連資金（居住用土地建物購入資金を含む）
- ② 子弟教育資金
- ③ 上記に関連する借換え資金（他行融資分に限る）

融資限度額

年収の5倍以内で、最高限度額5,000万円以内

融資申し込み資格

原則、該当銀行にて給与振込指定を行っているもの

3. 新規開業融資

資金使途

新規開業に必要な資金

融資限度額

1億円以内

申し込み資格

府医会員または府医に入会して新規に開業する者

地区医での開業の承認と、府医入会金および会館保全特別会費を予めご入金いただくことが条件です。

関係書類

1. 収入を証明する書類

管理者の場合は確定申告書の写し、過去3か月の診療報酬の入金を証明する書類
勤務医の場合は源泉徴収票の写し

2. 資金用途が分かる書類

住宅購入の場合：売買契約書、見積書等
改築工事の場合：請負契約書、見積書等
物品購入の場合：見積書等
教育資金の場合：学費の詳細が明記された書類
借換え資金の場合：返済計画書等、その他必要な書類
新規開業の場合：事業計画書、売買契約書、賃貸契約書、見積書等

金利

適用：令和4年1月1日実行分

1. 固定金利（京都中央信用金庫、京都信用金庫、京都北都信用金庫共通）

	期 間	固 定 金 利	
		振込指定なし	振込指定あり
A会員融資 新規開業医融資	1年以内	1.40%	0.90%
	5年以内	1.40%	0.90%
	10年以内	1.50%	1.00%
	20年以内	1.50%	1.00%

	期 間	固 定 金 利
B1・B2・ C会員融資	1年以内	1.00%
	5年以内	1.00%
	10年以内	1.10%
	20年以内	1.20%

2. 変動金利

京都中央信用金庫の場合	A会員	0.3%～
	B1・B2・C会員	0.5%～
	(詳しくは、金融機関にお問い合わせください)	
京都信用金庫の場合	短期プライムレートを基準とした利率を適用 (詳しくは、金融機関にお問い合わせください)	
京都北都信用金庫の場合	長期プライムレートを基準とした利率を適用 (詳しくは、金融機関にお問い合わせください)	

融資までの流れ

1. 金融機関に融資を申し込む

当制度における実際の融資の審査は、金融機関が行います。従いまして、まずは金融機関に融資の申し出をいただき、その際に「府医の斡旋融資を利用する」旨を伝えてください。

※各金庫とお取引がない場合は、府医が紹介いたします。

2. 融資斡旋申込書を府医総務課に請求する（ホームページよりダウンロードできます）

府医総務課あてに「融資斡旋申込書」をご提出ください。その際、簡単なヒアリングを行います。

3. スケジュール

金融機関の審査とは別に、府医では「融資斡旋申込書」と関係書類をもとに、規則に照らし合わせて、融資の内容が相応しいかどうかを「融資斡旋室」で審議いたします。

なお、「融資斡旋室」は、原則として毎月第2木曜日に開催いたしますので、融資の実行を希望する月の第2木曜日の前日までに「融資斡旋申込書」を府医にご提出ください。

また、「融資斡旋室」の開催日において、金融機関の審査が終了していることが条件です。

お問い合わせはこちら

京都府医師会 総務課

電 話 075-354-6102

FAX 075-354-6074

京都府医師会事務局の業務時間について

府医事務局の業務時間は以下のとおりです。

曜 日	業 務 時 間
月 ～ 金	午前9時30分～午後5時30分
土	午前9時30分～午後1時30分 ・ <u>第一土曜日は休館日で会館は閉鎖しています。</u> ・ 第一土曜日以外の土曜日は会議等の終了時（おおむね午後5時頃）までは、事務局当番がいます。
日 ・ 祝	休館日

※駐車場に限りがありますので、ご来館時にはなるべく公共交通機関をご利用ください。特に土曜日午後は急病診療所の診療時間内でもあり、多くの患者の来館が見込まれますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

※会館駐車場をご利用の際は、駐車券を3階事務局までお持ちください。割引処理をいたしますが、割引後も有料となりますのでご注意ください。

「京の医・食・住」のご案内

府医では「府医の存在」を広く府民に知ってもらうことを目的に「京の医・食・住」を発刊しています。この「京の医・食・住」はタイトルのとおり、京都に特化し、様々なライフスタイルを取り上げ、著名人や各方面のスペシャリストなどとの対談「医心伝心」を目玉企画として巻頭に設けています。

さらに「医療を支える女性たち」では、子育て中の医療従事者に、仕事と家庭の両立方法などを取材し、子育ての環境や工夫していることなどを掲載することで、読者に役に立つコーナーを目指しています。また、テーマに即した女性医療従事者を取り上げることで、職業紹介の側面も併せ持つコーナーとしております。

これまで、以下のとおり全12号を発刊しており、非常に好評をいただいております。患者さんの読み物として医療機関の待合室などに置いていただき、診療の一助を担えれば幸いに存じます。

創刊号「日本人にとって和食とは？日本の食文化の現在・過去・未来」

京料理 萬重 若主人 田村 圭吾
山ばな 平八茶屋 代表取締役社長 園部 晋吾
奈良女子大学 名誉教授 NPO 法人日本料理アカデミー 理事 的場 輝佳

第2号「運動と医療の関係」

元阪神タイガース選手（現 野球解説者） 桧山 進次郎

第3号「人と住まいの幸福な関係」

株式会社 坂田基禎建築研究所 坂田 基禎

第4号「守るべきもの、変わるべきもの」

藤井絞株式会社 代表取締役社長 藤井 浩一

第5号「スポーツが育んでくれる『人生の恵み』」

朝原 宣治
奥野 史子

第6号「地方生活の“今”と“これから”」

タレント 太川 陽介

第7号「京都と水、大地の豊かな関係」

京都府立大学 生命環境科学研究科 環境科学専攻/生命環境学部 環境デザイン学科 松田 法子

第8号「氷上で輝くトップスケーターの体をつくる食と運動」

フィギュアスケーター 宮原 知子

第9号「心が華やく、コミュニケーションが生まれる“生活の質”を高める器」

陶芸家 森野 彰人

第10号「吉岡里帆が故郷を語る ステキな“まち・こと・ひと” 吉岡的 素顔の京都」

女優 吉岡 里帆

第11号「気鋭の書家、川尾朋子が語る 人の心を開き、豊かにする 書のチカラ」

書家 川尾 朋子

第12号「ギャル曽根さんが食べて・語る もっと楽しく、健やかに「食」は語りかける」

タレント ギャル曽根

つきましては、発刊時に、本誌に同封してお送りいたしますが、これらのバックナンバーにつきまして、追加送付を希望される会員がおられましたら府医総務課（TEL：075-354-6102）までご連絡ください。

在庫に限りがございますので、お送りする冊数を調整させていただく場合がございます。予めご了承ください。



第8号



第9号



第10号



第11号



第12号

△報告ならびに協議事項

1. 最近の中央情勢について

9月下旬から10月中旬にかけての社会・医療保険状況について、◆厚生労働省保険局医療課は9月21日付で後発医薬品の供給停止や出荷調整が相次いでいることを踏まえ、来年3月末まで、7月1日時点で供給停止となっている品目と同一成分・同一投与形態の27成分1,025品目について、各加算などの実績要件である後発品使用割合を算出する際の対象から除外してよい扱いとすることを事務連絡◆厚生労働相は9月28日の閣議後の会見で、9月末までの時限措置となっている診療報酬の感染対策実施に関する特例措置に代わる新たな補助金や診療報酬の概要を発表◆財務省の財政制度等審議会・財政制度分科会は、2022年度予算編成を念頭に置いた「秋の建議」に向けて議論をスタートさせ、10月5日の財政総論をテーマとした議論の中で、財務省は日本の社会保障について「給付と負担のバランスが不均衡の状態に陥っており、制度の持続可能性を確保するための改革が急務」と指摘◆中医協総会は10月20日、2022年度診療報酬改定に向けて外来医療に関する2巡目の議論として、厚生労働省が外来医療に関する論点の1つに挙げた「かかりつけ医機能」を取り上げ、すべての支払い側委員が国民がかかりつけ医を持てるようにするために現在の報酬体系の見直しを検討するよう主張—といった話題を中心に説明した。

2. 学術講演会の今後の予定について

11月に予定している府医学術講演会を紹介し、参加を呼びかけた。

3. 第47回京都医学会について

11月7日(日)にWeb開催される第47回京都医学会における特別講演・シンポジウムの内容を紹介し、多数の参加を呼びかけた。

4. 麻薬免許更新申請について

有効期限が令和3年12月31日の麻薬免許の更新手続きの期限が迫っているため、更新未申請の先生方は速やかに手続きを行うよう注意を促した。

また、今回の更新手続きを行わず、麻薬業務を廃止する場合は、免許の廃止手続きが必要であると補足した。

△地区からの協議事項

1. リモート会議について (中京西部)

会議によって府医の使用するWeb会議システムが異なる理由について、Cisco Webexのミーティング機能を基本として、参加人数が一定数以上となることが予想される研修会等において、Cisco Webexでは同時に参加できる人数に制限があること、また、音声の操作等、運用上の必要性から、Zoomのウェビナー機能を活用するといった使い分けをしていると説明した。

また、日医から各都道府県に割り振られているZoomアカウントも活用し、Cisco Webexのバックアップとしてシステムの冗長化を図っているとした。

2. 心肺蘇生を希望しない人（DNAR）の救急搬送について（福知山）

府医より、現代においては心肺蘇生しないという意思決定（DNAR）も尊重されるべきという考えが一般的であるが、救急搬送された場合、救命士は任務上、心肺蘇生を行わざるを得ず、現時点ではDNARへの対応は非常に難しいものであると説明した上で、行政にも具体的な取組みや動きは見られないが、今後、地域で救命士や看護師等の医療従事者、市民、行政等も交えて協議していく必要があるとの見解を示した。

地区医からは、実際に病院へ救急搬送し、本格的な蘇生処置をしようとしたところでDNARであることが判明し、トラブルになりかけた事例があったことを紹介し、このような事例が発生していることを把握するよう求めた。

府医からは、救命士が心肺蘇生すべきかどうかを判断することは難しく、駆け付けた時点で任務上、蘇生を行わなければならないため、救急車を呼ばないで済むよう本人や患者家族としっかりコミュニケーションをとり、意思を事前に確認しておくことが重要であると指摘。コミュニケーションがしっかりできていれば、かかりつけ医がすぐに駆け付けられない状況でも臨機応変に対応できるとの考えを示した。

また、各事例で様々な事情やパターンが考えられることから、関係者全体で意識を共有しておき、個々に対応していくことが重要であるとの見解を示した上で、周知や制度化のためにも、かかりつ

け医の役割を強固にしていく必要があるとし、地域ケア委員会等で引続き取組んでいきたいとした。

3. コロナワクチン3回目接種について（京都市西陣）

府医より、まず、現在の新型コロナワクチンの供給状況について報告し、第15クールをもって、国民の9割分のワクチンの確保が完了したこととなり、16クール以降の供給は予定されていないことを説明した。

また、9月22日より、2回目の接種の際に1回目のワクチンと異なる種類のワクチンを接種する、いわゆる交接種が可能となっていることを報告した。

その他、季節性インフルエンザや高齢者肺炎球菌等、新型コロナ以外のワクチンと新型コロナワクチンとの同時接種は認められておらず、13日間の接種間隔をあける必要があることや、既感染者については接種医の判断で接種すること等を説明した。

また、3回目の接種については、市町村が主体となって実施される予定であり、11月15日および22日の週には、3回目接種の第1クルールのワクチンが各都道府県に割り振られ、京都府には63箱が入荷する予定であると紹介した。

実際に医療従事者が3回目接種を受けられるのは、12月から来年1月になる見込みであり、詳細が分かり次第、追って広報するとした。



京都府医師会

ドクターバンクのご案内

京都府医師会ドクターバンクは京都府内の医療機関に対して、登録医師を紹介する制度です。

★利用料はいただきません。 ★対象は医師（常勤・非常勤）です。

※求人・求職（雇用形態等）に関するお問合せにつきましては、京都府医師会ドクターバンク（TEL 075-354-6104 FAX 075-354-6074）までご連絡ください。直接医療機関へ連絡することはご遠慮ください。

医師バンク

○は新規掲載医療機関です

<京都市>

医療機関名	所在地	募集科目
京都鞍馬口医療センター	北区小山下総町 27	内・神内・救急
京都博愛会病院	北区上賀茂ケシ山 1	リハ・整外・神内・精
富田病院	北区小山下内河原町 56	循内・整外・他
京都からすま病院	北区小山上総町 14	消内・神内・整外
北山武田病院	北区上賀茂岩ヶ垣内町 99 番地	内・形外
堀川病院	上京区堀川通今出川上ル北舟橋町 865	呼内・消内・腎内
京都回生病院	下京区中堂寺庄ノ内町 8-1	内・外・整外
明石病院	下京区西七条南衣田町 93	内・外
康生会武田病院	下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5	内・救急
たなか睡眠クリニック	下京区四条通柳馬場西入立売中之町 99 四条 SET ビル 5 階	内・呼内・循内・精・耳
医療法人社団恵心会京都武田病院	下京区西七条南衣田町 11 番地	消内・泌・外
医道会十条武田リハビリテーション病院	南区吉祥院八反田町 32 番地	循内・整外・リハ
光仁病院	南区四ツ塚町 75	内・皮
京都民医連中央病院	右京区太秦土本町 2-1	内・リハ・外
嵯峨野病院	右京区鳴滝宇多野谷 9	内・呼内・老年
京都市立京北病院	右京区京北下中町鳥谷 3	内・外・整外
国立病院機構宇多野病院	右京区鳴滝音戸山町 8	消内・脳外・リハ
京都双岡病院	右京区常盤古御所町 2	内・神内・精
吉川病院	左京区聖護院山王町 1	内・整外
くみこクリニック	左京区下鴨南野々神町 2-9	皮・美外
京都大原記念病院	左京区大原井出町 164	内・神内・脳外・整外
京都近衛リハビリテーション病院	左京区吉田近衛町 26	内・神内・脳外・整外
洛西ニュータウン病院	西京区大枝東新林町 3-6	内・整外
京都桂病院	西京区山田平尾町 17 番	内（一般）・麻・救急
育生会京都久野病院	東山区本町 22 丁目 500 番地	整外・救急・内・外・リハ
鈴木形成外科	東山区大橋町 89-1	アレ・皮
洛和会音羽病院	山科区音羽珍事町 2	内・救急・麻
洛和会音羽リハビリテーション病院	山科区小山北溝町 32-1	内・リハ
洛和会音羽記念病院	山科区小山鎮守町 29-1	内・腎内
京都東山老年サナトリウム	山科区日ノ岡夷谷町 11	内・精・リハ
蘇生会総合病院	伏見区下鳥羽広長町 101	内・呼内・脳外
老健施設あじさいガーデン伏見	伏見区向島二ノ丸町 151-81	内
医仁会武田総合病院	伏見区石田森南町 28-1	内・産婦・救急
伏見桃山総合病院	伏見区下油掛町 895	腎内・神内・内
介護老人保健施設京しみず	伏見区羽束師古川町 177	内・呼内・循内
京都府赤十字血液センター	伏見区中島北ノ口町 26	
○ 京都南西病院	伏見区久我東町 8 番地の 22	内・老年

<宇治市・城陽市・久御山町・八幡市・京田辺市・相楽郡>

	医療機関名	所在地	募集科目
	宇治武田病院	宇治市宇治里尻 36-26	循内・眼・放
	京都工場保健会宇治支所	宇治市広野町成田 1 番地 7	内・循内・婦
	六地藏総合病院	宇治市六地藏奈良町 9 番地	内・整外・リハ
	宇治病院	宇治市五ヶ庄芝ノ東 54-2	内・整外・消内・呼・放
	宇治徳洲会病院	宇治市横島町石橋 145	腎内・児・麻
	京都岡本記念病院	久御山町佐山西ノ口 100	内・外・麻
	ほうゆうリハビリテーション病院	城陽市寺田垣内後 43-4	内・消内・糖内
	男山病院	八幡市男山泉 19	内・消内・整外
○	八幡中央病院	八幡市八幡五反田 39-1	内・神内・消内・循内・リハ
	石鉺会京都田辺中央病院	京田辺市田辺中央 6 丁目 1 番地 6	内・救急
	石鉺会京都田辺記念病院	京田辺市田辺戸絶 1 番地	リハ
	不動園診療所	宇治市白川東山 15 番地	精神・外
	学研都市病院	相楽郡精華町精華台 7 丁目 4-1	内・循内
○	精華町国民健康保険病院	相楽郡精華町祝園砂子田 7 番地	内
○	和束町国民健康保険診療所	相楽郡和束町大字南小字川口 44 番地	内・外

<亀岡市・南丹市・船井郡・綴喜郡>

	医療機関名	所在地	募集科目
	亀岡病院	亀岡市古世町 3 丁目 21 番 1 号	内
	亀岡シミズ病院	亀岡市篠町広田 1 丁目 32-15	消内
	明治国際医療大学附属病院	南丹市日吉町保野田ヒノ谷 6-1	内・神内・外・麻
	国保京丹波町病院	船井郡京丹波町和田大下 28 番地	内
○	国保京丹波町病院和知診療所	船井郡京丹波町本庄今福 5 番地	整外
	特別養護老人ホームいでの里	綴喜郡井手町井手弥勒 1-1	内

<綾部市・福知山市・舞鶴市>

	医療機関名	所在地	募集科目
	京都協立病院	綾部市高津町三反田 1	内・消内・整外
	綾部ルネス病院	綾部市大島町二反田 7-16	内・外・脳外
	静寿会渡辺病院	福知山市宇牧 1616-1	内・外・リハ
	松本病院	福知山市土師宮町 2 丁目 173 番地	内・循内・整外
	舞鶴赤十字病院	舞鶴市宇倉谷 427	内・消内・神内
	舞鶴共済病院	舞鶴市宇浜 1035	内・放・救急
	医誠会東舞鶴医誠会病院	舞鶴市大波下小字前田 765-16	精・内
	介護老人保健施設エスペラル東舞鶴	舞鶴市大波下小字前田 765-16	内・他
	市立舞鶴市民病院	舞鶴市宇倉谷 1350-11	内

<宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町>

	医療機関名	所在地	募集科目
	宮津武田病院	宮津市鶴賀 2059-1	内・外
○	介護老人保健施設リハ・ヴィラなぎさ苑	宮津市宇須津 2668 番地 1	内
	京丹後市立弥栄病院	京丹後市弥栄町溝谷 3452-1	内・外・児・産
	京丹後市立久美浜病院	京丹後市久美浜町 161	内
○	丹後ふるさと病院	京丹後市網野町小浜 673	内・消内・皮

診療所継承

行政区	左京区	診療科	整外 (肛も可能)
概要	賃貸, 土地 (493.92㎡), 建物 (500.17㎡)		
行政区	左京区	診療科	眼
概要	譲渡, 土地 (約 90 坪), 建物 (約 110㎡)		
行政区	伏見区	診療科	外・整外・肛・内
概要	譲渡または賃貸, 土地 (約 460㎡), 建物 2 階建て, 一部 3 階と地階 (計約 480㎡)		
行政区	山科区	診療科	眼
概要	譲渡, 土地 (36.74㎡), 建物 (105.05㎡)		
所在地	相楽郡精華町	診療科	内・アレ・リハ・(児)
概要	賃貸, 土地 (約 32 坪), 建物延 (約 180㎡)		
行政区	八幡市		
概要	その他詳細についてはお問い合わせください		

行政区	長岡京市	診療科	内・児
概要	賃貸, 土地 (約 240㎡), 建物 (約 130㎡)		
行政区	北区	診療科	内・児
概要	賃貸, 土地 (141.73㎡), 建物 (138.56㎡) ※引き渡しについての詳細はお問い合わせください		
行政区	北区	診療科	整外
概要	賃貸, 土地 (約 60 坪), 建物 (110㎡)		
行政区	北区	診療科	耳
概要	賃貸, 土地 (104.07㎡), 診療所面積 (67.12㎡) ※受け渡しは 9/20 以降		
行政区	西京区	診療科	胃・外・整外
概要	賃貸, 土地 (403.12㎡), 建物 (321.80㎡)		

◆運用について

※登録情報につきましては、厳重に管理し、登録者の個人情報の保護に努めます。
 ※求職登録につきましては、いただいた求職票を京都府医師会ドクターバンクで保管しますが、ホームページには公開しません。
 府医でも参照は関係者のみとし、限定的に取り扱いをさせていただきます。

府医ドクターバンクホームページ <https://www.kyoto.med.or.jp/member/bank/index.html>



宇治久世医師会

会長 堀内 房成

世界遺産の観光都市、運動公園の若者たち、緑と自然の街、お茶の香り、国を支える交通の要所、校庭、そんな街から笑顔と歓声をうばった COVID-19。変わらずたたずむ平等院や宇治神社はこんな光景を何度見てきたのだろう。宇治市、城陽市、久御山町の 600 人を超える医師で構成されている宇治久世医師会に与えられたこと、何をすればいいのだろう、COVID-19 対策、ワクチン、流行拡大期の通常診療、山積する課題。

本年 7 月から医師会長をお引き受けした。多くの優秀な先生方が理事として運営に携わっていただいている。力不足の会長を支えてくださっている。新体制になってすぐに第 5 波がきた。

山城北保健所管内の第 5 波は連日 100 人を超える陽性者が報告されていた。数人の保健師で対応している保健所からは悲鳴の声がきこえた。陽性報告から保健所による初回連絡に数日以上かかる。呼吸状態の悪い患者さんが自宅にいる。所長と話し合い。「自宅療養者を一人も死なせない」を目標に協力を要請された。診療所による自宅療養者の健康観察、診療・検査医療機関での濃厚接触者の検査。陽性患者さんの在宅診療には複数の医療機関が協力を申し出た。コロナ受け入れ病院のハイレベルな診療、病院間の連携。みんな、「頑張った」。

新型コロナワクチンは多くの先生方の協力

で、集団接種、個別接種、職域接種で行った。とりわけ、個別接種での接種能力は素晴らしいものがあり、賞賛に値すると思っている。

m-RNA ワクチン、抗体カクテル、ECMO のなかった時代の先輩たちは今の宇治久世医師会をどう思っているのだろう。医師会長をどう思っているのだろう。医師会は宇治久世医療介護連携センターを運営している。在宅医が感染した時のバックアップ体制を作った。医療だけでなくコロナ禍の介護の問題もあった。感染対策の DVD を作成し介護施設に貸し出した。

そのような中でも、月一回のオンラインの学術講演会を行った。住民健診やがん検診も例年通り行った。

さあこれからも、警戒はするけれど、恐れることなく COVID-19 に向かっていこうと思う。通常診療にむけて対策を考えていこうと思う。いつか「むかし新型コロナだと言っていた風邪ですよ」、診察室で笑って言える時まで。もう少しの間、医師会長を続けていこうと思う。

一般社団法人 宇治久世医師会

〒611-0021
宇治市宇治下居 13-2
TEL : 0774-22-6487 FAX : 0774-24-8761
HP : <http://www.ujikuse.kyoto.med.or.jp/>
e-mail : ujikuse@rapid.ocn.ne.jp
会長：堀内 房成
会員数：641 人（2021.11 現在）

令和3年度 府医地区対抗囲碁大会 開催中止のお知らせ

例年12月に開催予定の標記大会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、昨年度に引続き、開催を中止させていただくこととなりました。

参加をご予定いただいていた先生方におかれましては、誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

京都医報を スマートフォン、タブレットで 快適に閲覧

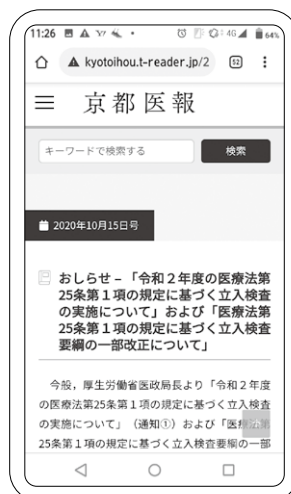
「京都医報」は、印刷物やホームページのほか、スマートフォン、タブレットでも快適に閲覧していただけます。

最新号はもちろんのこと、バックナンバーもすぐに検索可能で、それぞれの端末に合わせてレイアウトが切り替わるレスポンス機能を採用していますので、ストレスなくご覧いただけます。

設定方法、操作方法については以下をご参照いただき、ぜひホーム画面にアイコン設定して毎号ご覧ください。



トップ画面



記事画面

尚、閲覧にはベーシック認証のIDとパスワードが必要です。設定方法、操作方法については下記のQRコードからご確認ください。ログイン用のIDとパスワードは1年間で変更いたします。毎年、京都医報7月15日号にて変更IDとパスワードをお知らせいたしますので、ご確認ください。



閲覧は
こちら



操作方法是
こちら



京都府医師会母体保護法指定医師研修会のご案内

と き 令和4年2月12日(土) 午後2時50分～午後4時30分

と ころ 府医会館 (Web 併用)

内 容 伝達講習 京都産婦人科医会 理事 高井 浩志 氏
特別講演 「市中病院での COVID-19 の受け入れと院内感染対策」
神戸市立医療センター中央市民病院 産婦人科部長 吉岡 信也 氏

※今回の研修会は諸般の都合上、府医会員に限定いたします。

(参加資格は府医会員であることを原則としますが、京都府内の指定医師、京都府内申請予定者に限っては参加を認めることとします。)

※母体保護法指定医師研修会受講証を発行いたします。なお、Web での参加の場合にはアクセス記録で受講確認いたします。遅刻・早退者には受講証を発行いたしません(開始10分経過後は受講と認めません)。また、紛失時の再発行はいたしませんのでご注意ください。

※日医生涯教育講座

【伝達講習】カリキュラムコード：6. 医療制度と法律 0.5 単位

【特別講演】カリキュラムコード：8. 感染対策 1.0 単位

※日本産科婦人科学会の単位が加算されます。

※日本産婦人科医会研修出席証明シールが発行されます。

※日本専門医機構単位

【特別講演】共通講習 必修講習 (感染対策)：1 単位

※なるべく Web での受講をお願いしておりますが、やむを得ない事情によりご来館での受講をご希望の場合には府医事務局へお問い合わせください。

共 催 京都府医師会・京都産婦人科医会

≪Web 研修会の受講方法≫

1. お申し込み方法

①府医ホームページから

「トップページ」→「学術講演会案内」→「京都府医師会母体保護法指定医師研修会」よりお入りいただき、【申し込みフォーム】に従いお申し込みください。

②直接【申し込みフォーム】から

<https://ssl.formman.com/form/pc/5k4HtyFyMtlhHwcW/> よりお申し込みください

③京都産婦人科医会ホームページから

京都産婦人科医会ホームページのリンクより【申し込みフォーム】へお入りいただきお申し込みください。

2. 受講方法

①自動返信システムにより URL が配信されます。

②入手した URL で開始時刻より受講してください（入手 URL は当日まで紛失しないように管理をお願いいたします）。

③受講については参加者のアクセス記録を確認いたします。

④遅刻は開始後 10 分までしか認めません。

⑤終了前 10 分より早く退出した場合、受講は無効とします。

3. 受講後

①「母体保護法指定医師研修会受講証」と「日本産婦人科医会研修出席証明シール」は受講確認後に【申し込みフォーム】にご登録の住所宛に郵送いたします。

②「日医生涯教育講座」と「日本専門医機構単位」については受講確認が完了しましたら府医事務局より申告いたします。

日医かかりつけ医機能研修制度 令和3年度修了申請について

日医かかりつけ医機能研修制度とは「今後のさらなる少子高齢社会を見据え、地域住民から信頼される『かかりつけ医機能』のあるべき姿を評価し、その能力を維持・向上することを目的」として日医が平成28年4月1日に新設した制度です。

府医においても、日医に準じ本制度を同年同日より開始しております。

この度、令和3年度の申請時期（令和3年12月1日～令和4年1月31日）となりましたので、申請に係る手続き等を以下のとおりお示しいたします。

申請要件を満たされた先生におかれましては、ご申請いただきますようお願い申し上げます。

なお、申請用紙につきましては、本号付録のほか、府医 HP（下記参照）にもアップしておりますのでご利用ください。

※府医 HP：日医かかりつけ医機能研修制度（<https://www.kyoto.med.or.jp/kakari/>）

令和3年度における申請について

【対 象】

令和3年12月31日（金）までに申請要件を満たされた先生

（令和2・3年度発行の日医かかりつけ医機能研修制度の認定証をお持ちの先生を除く）

【申請要件】

- ・日医生涯教育制度認定証の取得（令和元・2・3年度に受領したいずれかの認定証が有効です）
- ・日医かかりつけ医機能研修制度 応用研修単位を10単位以上取得
- ・日医かかりつけ医機能研修制度 実地研修における特定の項目を2つ以上実施
（特定項目の詳細については「日医かかりつけ医機能研修制度 実地研修実施報告書」をご確認ください）

【提出書類】

- ①日医かかりつけ医機能研修制度 修了申請書
- ②日医かかりつけ医機能研修制度 応用研修受講報告書
- ③日医かかりつけ医機能研修制度 実地研修実施報告書（注：地区名・会長名の欄には「地区医師会長の自署+印」または「地区名・会長名のゴム印」が必須です）
- ④日医生涯教育認定証のコピー
（令和元・2・3年度に受領したいずれかの認定証のコピーを添付してください）

★今回の申請には下記の認定証が利用できます

受領年度	認定証に記載されている有効期間
令和元年度	令和元年（2019年）12月1日～令和4年（2022年）11月30日
令和2年度	令和2年（2020年）12月1日～令和5年（2023年）11月30日
令和3年度	令和3年（2021年）12月1日～令和6年（2024年）11月30日

【提出先】

上記4点を揃えて京都府医師会 学術生涯研修課までご提出ください（郵送または持参）。
申請書類に不備がある場合は、申請を受け付けることができませんのでご注意ください。
注：ご自身が申請要件を満たされているかどうかを必ずご確認の上、ご申請ください

【修了申請の受付時期】

令和3年12月1日(水)～令和4年1月31日(月)
※必ず上記期間内にご申請ください

【申請手数料】

府医に未入会の方は申請手数料が掛かります。詳細は下記へお問い合わせください。

【認定証の交付日】

令和4年4月に交付予定

【お問い合わせ先】

京都府医師会 学術生涯研修課（TEL：075－354－6104）

令和3年度の要件について

日医かかりつけ医機能研修制度

令和3年度
申請版

【研修要件】

基本研修	応用研修	実地研修
■ 日医生涯教育認定証の取得 （3年間で単位とカリキュラムコードの合計が60以上取得された方に発行しています） 注：令和元・2・3年度に受領したいずれかの認定証が有効です	■ 日医かかりつけ医機能研修制度における応用研修単位の10単位以上の取得 （応用研修単位が付与された研修会や詳細等については、「応用研修受講報告書」をご参照ください）	■ 社会的な保健・医療・介護・福祉活動、在宅医療、地域連携活動等の特定の活動を2つ以上実施 （規定の活動の詳細は「実地研修報告書」をご参照ください）

日医かかりつけ医機能研修制度

令和3年度
申請版

応用研修

平成31年（2019年）1月1日～令和3年（2021年）12月31日において、下記項目より10単位を取得することが要件です。

単位数については①～⑪の各項目（講義内容）につき最大2回までのカウントを認め、下記①～⑥については、それぞれ1つ以上の科目を受講することが必須です。

【応用研修会】（各1単位）

<第2期>

- ① 1. 感染対策, 2. 医の倫理, 3. 質・医療安全
- ② 1. 生活期リハビリの実践, 2. 小児・思春期への対応,
3. メタボリックシンドロームからフレイルまで
- ③ 1. 医療保険と介護保険, 地域包括ケアシステムの構築, 2. 在宅医療, 多職種連携,
3. 地域医療連携と医療・介護連携
- ④ 1. 社会的処方, 2. リーダーシップ, マネジメント, コミュニケーションスキル,
3. 地域包括ケアシステムにおけるかかりつけ医の役割
- ⑤ 1. 終末期医療, 褥瘡と排泄, 2. 認知症, ポリファーマシーと適正処方,
3. リハビリと栄養管理・摂食嚥下障害
- ⑥ 1. 多疾患合併症例, 2. 在宅リハビリ症例, 3. 地域連携症例

【関連する他の研修会】

- ⑦ 「地域包括診療加算・地域包括診療に係るかかりつけ医研修会」等の受講（2単位）

※全講義受講者のみ取得可

- ⑧ 「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了（1単位）
- ⑨ 「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の修了（1単位）
- ⑩ 「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の修了（1単位）
- ⑪ 「日本医学会総会」への出席（2単位）

⑨, ⑩, ⑪について、平成30年度の修了申請時（平成31年4月1日付証書発行分）より新たに追加となりました。

応用研修の講義内容（項目）について、3年単位で一新されることとなっております。

平成28年度～30年度の講義内容（応用研修単位）が<第1期>、令和元年度～令和3年度の講義内容（応用研修単位）が<第2期>として定められております。

各年度の申請に利用できる単位の有効期間をお示いたしますので、ご確認ください。

	<第1期>			<第2期>		
	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
平成30年度申請						
令和元年度申請						
令和2年度申請						
令和3年度申請						利用可能

日医かかりつけ医機能研修制度

令和3年度
申請版

実地研修

- ・平成31年（2019年）1月1日～令和3年（2021年）12月31日において、下記項目より2つ以上実施していることが要件です。

1. 学校医・園医，警察業務への協力医
2. 健康スポーツ医活動
3. 感染症定点観測への協力
4. 健康相談，保健指導，行政（保健所）と契約して行っている検診・定期予防接種の実施
5. 早朝・休日・夜間・救急診療の実施・協力
6. 産業医・地域産業保健センター活動の実施
7. 訪問診療の実施
8. 家族等のレスパイトケアの実施
9. 主治医意見書の記載
10. 介護認定審査会への参加
11. 退院カンファレンスへの参加
12. 地域ケア会議等[※]への参加（※会議の名称は地域により異なる）
13. 医師会，専門医会，自治会，保健所関連の各種委員
14. 看護学校等での講義・講演
15. 市民を対象とした講座等での講演
16. 地域行事（健康展，祭りなど）への医師としての出務

※実地研修報告書の地区名・会長名の欄には「地区医師会長の自署＋印」または「地区名・会長名のゴム印」が必須となります（上記の押印等がない場合は申請を受け付けることができませんのでご注意ください）。

会費・保険料・特定健診等事務費の口座振替について（お知らせ）

【令和4年1月から】

現在、各団体の会費・保険料・特定健診等事務費の口座振替につきましては、「京都銀行」と「京都銀行以外」の二本立てにて運用しております。

この度、口座振替収納業務を一本化にして運用していくこととなりました。

つきましては、令和4年1月から下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。

なお、この変更に関して、各医療機関から手続き等は不要です。

	変 更 内 容
引 落 日	毎月 27 日(休日の場合は翌営業日) 特定健診等事務費 = (1・4・7・10月)
引落内容	引落結果明細を引落日の 10 営業日頃に郵送
引落内容用紙種類	圧着式ハガキ
通帳摘要（表示）	「支払金額」とともに「カイヒホケンリョウトウ」と印字 以前は「支払金額」とともに「イシカイカンケイ」と印字
引落対象団体	京都府医師会，下京東部医師会，右京医師会，中京西部医師会，京都府眼科医会，京都内科医会，京都外科医会，京都消化器医会，京都胸部医会，京都府耳鼻咽喉科専門医会，京都府医師連盟，（有）ケーエムエー，京都府医師自動車連盟

本件のお問い合わせ先：京都府医師会 経理課 TEL 075-354-6103

京都市からのお知らせ 『償却資産』の申告をお願いします

償却資産^(※)には、土地・家屋と同様に固定資産税が課税されます。京都市内で事業をされている方は、償却資産の申告をお願いします。申告書のダウンロードなど、詳しくはホームページをご覧ください。

※償却資産…減価償却の対象となる事業用の資産です。ただし、家屋、自動車等として課税されているものは除きます。

例えば、

- ・ X線装置、CT スキャン、診察台など各種医療機器
- ・ 介護用ベッド、キャビネット、パソコンなど器具備品類
- ・ テナントとして入居した家屋に施工した内装、電気設備、空調設備など

は償却資産として申告が必要な資産です。

申告期限：令和4年1月31日

※申告（修正申告を含む。）が法定申告期限（令和4年1月31日）を過ぎた場合、納税通知書の送付が遅れることがありますので、ご了承ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため

郵送 又は **電子（eLTAX）** での申告にご協力ください。

来庁の際は、マスク着用など感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先 京都市行財政局税務部資産税課 償却資産担当（TEL 075-213-5214）
〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 番地の 1
井門明治安田生命ビル 5 階

※市税事務所・区役所・支所・出張所等では受け付けておりません。

償却資産のホームページ

🔍 京都市 償却資産 検索



eLTAX のホームページ

🔍 京都市 eLTAX 検索



崇仁診療所の運営を行っていただける医師の募集について

京都市では、令和4年度から崇仁診療所の運営を行っていただける医師を募集しています。
詳細はホームページをご参照ください。

○募集している診療所の概要

診療所名称 崇仁診療所（名称変更はご相談ください）
所 在 地 京都市下京区上之町 38
以前の標榜診療科目 内 科，整形外科
以 前 の 診 療 時 間 月～土 午前8時～午後12時（日曜，祝日休診）

○応募条件

標 榜 科 目 内科を必ず含むものとします。
募 集 期 間 令和3年12月1日(水)～令和3年12月24日(金)
※総合評価（プロポーザル）により決定いたします。
事業の概要 京都市から診療所の土地・建物を借り受けて診療所業務を行っていただきます。
そ の 他 ご不明な点については以下の連絡先までお問い合わせください。現地等もご案内します。
連 絡 先 京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課（TEL 746-2866）

○公募に係るホームページ

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000291584.html>

「京都医報」へのご投稿について

府医では、会員の皆さまから「会員の声」「北山杉」「他山の石」「私の趣味（仮）」「開業医奮闘記」の各種原稿を下記要領にて募集しております。是非ともご投稿ください。

なお、字数は原則として下記のとおりですが、最大でも3000字（医報2ページ分、写真・図表・カット（絵）等を含む）までお願いいたします。原稿の採否は、府医広報委員会の協議により決定します。場合によっては、本文の訂正・加筆、削除、分載等をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、同じ著者の投稿は原則として1年間に1編とします。

【原稿送付先・お問い合わせ先】

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6 京都府医師会総務課「京都医報」係
TEL 075-354-6102 FAX 075-354-6074 e-mail kma26@kyoto.med.or.jp

会員の声 「会員の声」には、医療についての意見、医師会への要望・批判などを1200字程度にまとめてお寄せください。

北山杉 「北山杉」には、紀行文・エッセイなどを1200字程度でお寄せください。

他山の石 これまでに体験した「ヒヤリ・ハット」事例を1200字程度でお寄せください。特別な形式はありませんが、①事例内容 ②発生要因 ③その後の対策等—についてご紹介ください。掲載にあたっては、原則「匿名」とさせていただき、関係者などが特定できない形での掲載となります。

私の趣味 「自転車」「DIY（日曜大工）」「料理」「園芸」「旅行」「映画」「書籍（医学書以外）」「音楽」「演劇鑑賞」「ワイン（酒）」「登山日記」「鉄道」などについてジャンルは問いません。読者に知ってもらいたい、会員の先生方の深い造詣を1200字程度でご披露いただければ幸いです。

開業医奮闘記 日常診療で尽力されている事柄や感じていること、出来事などについてのご投稿をいただくことで、会員の先生方の参考となればと思っております。こちらも1200字程度でお寄せください。

広報誌『Be Well』のバックナンバー紹介

ご好評をいただいております府医発行の府民・市民向け広報誌『Be Well』につきましては現在96号まで発行しております。

右記のバックナンバーにつきましては在庫がございますので必要な方は

府医：総務課
(TEL 075-354-6102)

までご連絡ください。

- | | |
|--------------------------------|---------------------|
| 28号▶子どもの発熱 | 78号▶コンタクトレンズによる目の障害 |
| 38号▶エイズ患者・H I V感染者今のままでは増え続けます | 79号▶肝炎・肝がん |
| 41号▶食育—生涯を通して、健康で豊かな生活を送るために— | 80号▶難聴 |
| 42号▶男性の更年期障害 | 81号▶爪のトラブル（巻き爪・爪白癬） |
| 47号▶一酸化炭素中毒 | 82号▶脳卒中 |
| 54号▶子宮がん | 83号▶大人の便秘症 |
| 55号▶ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチン | 84号▶熱中症 |
| 65号▶感染症罹患時の登園（校）停止基準と登園届 | 85号▶毒虫 |
| 69号▶PM2.5と呼吸器疾患 | 86号▶動脈硬化 |
| 70号▶BRCAについて | 88号▶認知症 |
| 73号▶不妊症 | 89号▶CKD（慢性腎臓病） |
| 75号▶食中毒の予防 | 90号▶急性心筋梗塞 |
| 76号▶RSウイルス感染症、ヒトメタニューモウイルス感染症 | 91号▶消化器がんの予防と検診 |
| 77号▶性感染症 STI | 92号▶知っておきたいたばこの事実 |
| | 93号▶白内障 |
| | 94号▶ロコモ |
| | 95号▶子宮頸がん |
| | 96号▶心房細動 |

会 員 消 息

(10/ 7 定例理事会承認分)

入 会

氏 名	会 員 区 分	地 区	医 療 機 関	診 療 科 目
伊藤 妙子	A	宇 久	久世郡久御山町栄4丁目1-51 たえ子耳鼻咽喉科めまいクリニック	耳
山川 義宏	B 1	京 都 北	北区紫野東御所田町33-1 北保健福祉センター	公衛
大澤沙由理	B 1	中 東	中京区錦小路通東洞院東入西魚屋町617 大澤クリニック	形外・内・呼内・消内・ 神内・外・泌・肛外
伊夫貴直和	B 1	西 京	西京区大枝東新林町3丁目6 洛西ニュータウン病院	泌
佐野 統	B 1	伏 見	伏見区石田森南町28-1 医仁会武田総合病院	リウ
陳 孟鳳	B 1	宇 久	宇治市小倉町老ノ木31 宇治川病院	消外・外・消内
川野 涼	B 1	宇 久	久世郡久御山町佐山西ノ口100 京都岡本記念病院	精
濱岡亜紗子	B 1	綴 喜	京田辺市田辺中央6丁目1-6 京都田辺中央病院	乳
矢崎 基紘	C	京 大	左京区聖護院川原町54 京都大学医学部附属病院	研修

異 動

氏 名	会 員 区 分	地 区	医 療 機 関	診 療 科 目
四方田光弘	A→A	下西→下西	下京区七条御所ノ内本町89-1クリニックモール西大路2F よもだ整形外科クリニック ※法人化にともなう異動	整外・リウ・ リハ
安田 雄司	A→A	下西→下西	南区久世中久世町2丁目60-6 やすだ医院 ※医療機関移転にともなう異動	呼内・呼外・外・ リハ
片山 久史	A→A	舞鶴→舞鶴	舞鶴市倉谷向ノ丁400-1 片山産婦人科 ※法人化にともなう異動	産婦
吉田 俊秀	B1→A	下西→下西	下京区小坂町7-4 しまばら病院	糖尿
下田裕美子	B1→A	宇久→宇久	宇治市広野町茶屋裏3-3 今村医院	耳
高橋 衛	A→B1	下西→下西	南区吉祥院八反田町32 十条武田リハビリテーション病院	循内

異 動

氏 名	会員 区分	地 区	医 療 機 関	診療科目
今村 忠司	A→B1	宇久→宇久	宇治市広野町茶屋裏3-3 今村医院	耳
北岡 有喜	B1→B1	伏見→宇久	久世郡久御山町佐山西ノ口100 京都岡本記念病院	産婦
千原 恵子	A→D	上東→上東	—	
尾崎 望	B1→D	右京→右京	—	

※D会員は住所がご自宅となるため、掲載しておりません。

退 会

氏 名	会員 区分	地 区	氏 名	会員 区分	地 区	氏 名	会員 区分	地 区
中村 琢治	B 1	西 陣	藤原 淳	B 1	西 陣	安井 浩明	B 1	西 陣
永井 靖識	B 1	下 西	大久保 敦	B 1	下 西	中村 和雄	B 1	左 京
佐藤 公俊	B 1	西 京	岩城 悠実	B 1	山 科	濱中 宏光	B 1	伏 見
松森 夕佳	B 1	伏 見	所 敏子	B 1	伏 見	松本 奈央	B 1	伏 見
植月 信雄	B 2	京 大	大藪 卓	D	西 京			

訃 報

岡田 栄三氏／東山地区：第3班／9月10日ご逝去／98歳
謹んでお悔やみ申し上げます。

第22回 定例理事会 (10月7日)

報 告

1. 10月1日現在の会員数
2. 会員の逝去
3. 第5回地区庶務担当理事連絡協議会の状況
4. 第1回がん登録事業委員会の状況
5. 第1回地域ケア委員会の状況

6. 令和3年度京都府リハビリテーション連絡協議会作業部会の状況
7. 第1回学校保健委員会の状況
8. 第1回乳幼児保健委員会の状況
9. 第1回肺がん対策委員会の状況
10. <京都府>ワクチン確保検討会の状況

11. 10 月度地域医療担当部会の状況
12. 新型コロナウイルス感染症陽性妊婦等の受入体制に係る説明会の状況
13. 第 3 回母体保護法指定医師審査委員会の状況
14. 令和 4 年度「第 4 回総合診療力向上講座 Web 講習会」の状況
15. 第 1 回医療安全対策委員会の状況
16. 日医理事会の状況
17. 令和 3 年度第 2 回都道府県医師会長会議の状況

議 事

18. 京都府・京都市等外部審議会委員等の推薦ならびに推薦替えを可決
19. 会員の入会・異動・退会を可決
20. 常任委員会の開催を可決
21. 地区医師会との懇談会の開催を可決
22. <京都市>新型コロナワクチン接種予約システム（京あんしん予約システム）の構築・運営に係る委託契約の締結を可決
23. 京都市電話診療所に係る業務の委託契約締結を可決
24. 学校医部会幹事会幹事の委嘱と第 1 回幹事会の開催を可決
25. 令和 3 年度小児在宅医療に関する人材養成研修会の受講者の推薦を可決
26. 令和 3 年度スポーツ医学公開講座の開催を可決
27. 地域連携パス運営会議（第 52 回大腿骨近位部骨折および第 48 回脳卒中地域連携パス運営会議）の開催を可決
28. 地域ケア委員会委員の追加委嘱を可決
29. <京都府立医科大学附属病院>第 15 ～ 19 回地域連携カンファレンスの後援を可決
30. 令和 3 年度京都在宅医療塾～排泄支援～（オンデマンド配信）の開催を可決
31. 子宮がん検診委員会委員の追加委嘱を可決
32. 母体保護法による指定を可決
33. 第 4 回母体保護法指定医師審査委員会の開催を可決
34. < NPO 法人京都禁煙推進研究会 > 第 23 回卒煙サポーター養成講座の後援を可決
35. < 日本放射線技術学会 > 市民公開シンポジウムの後援を可決
36. < 京都皮膚科医会 > 「皮膚の日」の共催を可決
37. 肺がん検診デジタル読影機器の購入を可決
38. < 日医 > 第 2 回全国医師会産業医部会連絡協議会の出席を可決
39. 産業医部会幹事会幹事の委嘱と第 1 回幹事会の開催を可決
40. 産業保健委員会委員の委嘱と第 1 回委員会の開催を可決
41. 地区（京都市内）特定健康診査担当理事連絡協議会の開催を可決
42. 第 6 回京都腎臓・高血圧談話会学術講演会への後援を可決
43. 学術講演会への共催および日医生涯教育講座の認定を可決
44. 日医生涯教育講座の認定を可決
45. 令和 3 年度生涯教育事業（地区医実施分）への共催を可決
46. 研修サポート委員会委員の委嘱と第 1 回委員会の開催を可決
47. 令和 3 年度第 1 回京都府臨床研修指定病院協議会の開催を可決
48. 第 18 回指導医のための教育ワークショップの開催を可決
49. 令和 3 年度臨床検査精度管理事業委託契約の締結を可決
50. 新型コロナウイルス感染症陽性妊婦への対応を可決

● 「京都府医師会・会員メーリングリスト」にご登録ください ●

府医では、会員の先生方の迅速な意見交換、情報交換の場として「府医・会員メーリングリスト」を運用しております。

Gmail と PC アドレスなどを複数ご登録いただくことも可能です。すでにご登録いただいている会員の先生方も、スマホやタブレットなどでご確認いただくために、登録アドレスを見直しませんか。下記登録方法にてお申し込みください。

『京都府医師会・会員メーリングリスト利用規約』

<https://www.kyoto.med.or.jp/doctor/ml-kiyaku.pdf>

『京都府医師会・会員メーリングリスト運用ガイドライン』

<https://www.kyoto.med.or.jp/doctor/ml-unyougaido.pdf>

登録方法 以下の申込先フォーム URL よりご登録をお願いいたします。
アドレスは2つまでご登録いただけます。

(パソコン) <https://ssl.formman.com/form/pc/JpJfpmjNSAt4OKE3/>

(携 帯) <https://ssl.formman.com/form/i/JpJfpmjNSAt4OKE3/>



上記の方法によりご登録できない場合は、FAX でのお申し込みを受け付けます。

必要事項 (①地区医師会名 ②医療機関名 ③氏名 ④メールアドレス) をご記入の上、総務課 (FAX : 075-354-6074) まで送信してください。

※お申し込みいただいた会員の先生方には、府医事務局においてアドレスを登録します。

～ 12月度請求書 (11月診療分) 提出期限 ～

- ▷基金 10日(金) 午後5時30分まで
- ▷国保 10日(金) 午後5時まで
- ▷労災 10日(金) 午後5時まで

☆提出期限にかかわらず、お早めにご提出ください。

☆保険日より9月15日号に半年分の基金・国保の提出期限を掲載していますので併せてご参照ください。

保険だより

— 必 読 —

麻薬新免許証の交付について

10 月に申請書をご提出いただきました本年の更新対象者（有効期間：令和 3 年（平成 33 年）12 月 31 日）の麻薬免許証交付につきましては、下記のとおり実施いたします。京都市内とそれ以外の府域では、取り扱いが異なりますのでご注意ください。

新免許交付の際は、すでに送付しています麻薬免許証返納届（下記留意事項参照）、旧免許証、印鑑（認印）が必要となりますので、必ずご持参ください。

また、更新の手続きが未だお済みでない方は至急、京都府庁薬務課または所轄保健所まで麻薬免許申請書をご提出くださいますようお願い申し上げます。免許が失効した際に麻薬の在庫がある場合は不法所持扱いとなりますので十分ご注意ください。

[返納届の記載に係る留意事項]

- ① 「免許証番号」「免許年月日」欄：令和 3 年（平成 33 年）12 月 31 日まで有効の旧免許証の免許番号、有効期間の開始日を記入
- ② 「免許証返納の年月日」欄：「令和 3 年」と記入
- ③ 「本人住所・続柄・氏名」欄：続柄には「本人」と記入
記

《京都市内の事業所の方》

◇交付場所 京都府医師会館 6 階 603 会議室

◇交付日時

日 時 (午前 10 時～12 時・ 午後 1 時～4 時)	対 象 地 区
12 月 2 日(木)	左京・右京・西京・山科・伏見
12 月 3 日(金)	北・上東・西陣・中東・中西・下東・下西・東山

※上記 2 日間いずれかにお越しいただければ交付は可能ですが、混雑を避けるため、あらかじめ対象地区を指定しております。指定された日時での受取にご協力ください。

※2 日間とも府庁職員が来館して交付を行いますので、上記時間帯以外の受付はできなくなります。必ず時間内にお越しください。また、会場の密を避けるため、なるべく病院は午前中に、診療所は午後にお越しいただくようご協力をお願いします。

《京都市を除く京都府域の事業所の方》

◇交付場所・交付日時…地域により異なりますので、各保健所にてご確認ください。

京 都 府 健 康 福 祉 部 薬 務 課	〒 602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4790
乙 訓 保 健 所	〒 617-0006 向日市上植野町馬立 8	075-933-1241
山 城 北 保 健 所	〒 611-0021 宇治市宇治若森 7-6	0774-21-2198
山 城 南 保 健 所	〒 619-0214 木津川市木津上戸 18-1	0774-72-4302
南 丹 保 健 所	〒 622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木 21	0771-62-4754
中 丹 西 保 健 所	〒 620-0055 福知山市篠尾新町 1 丁目 91	0773-22-6382
中 丹 東 保 健 所	〒 624-0906 舞鶴市字倉谷 1350-23	0773-75-1156
丹 後 保 健 所	〒 627-8570 京丹後市峰山町丹波 855	0772-62-1361

12 月度請求書(11 月診療分)

提 出 期 限

▷基金 10 日(金)

午後 5 時 30 分まで

▷国保 10 日(金)

午後 5 時まで

▷労災 10 日(金)

午後 5 時まで

☆提出期限にかかわらず、

お早めにご提出ください。

☆保険だより 9 月 15 日号に半年分の基金・国保の提出期限を掲載していますので併せてご参照ください。

新型コロナウイルス抗原検出検査等に係る Q & A について

◇厚生労働省疑義解釈資料（令和 2 年度診療報酬改定その 82 / 11 月 8 日付）

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出】

問 1 令和 2 年 5 月 13 日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和 3 年 11 月 8 日付けで薬事承認された「イムノエース SARS-CoV-2 II」（株式会社タウンズ）及び「キャピリア SARS-CoV-2 II」（株式会社タウンズ）はいつから保険適用となるのか。

（答） 令和 3 年 11 月 8 日より保険適用となる。

【SARS-CoV-2・インフルエンザ抗原同時検出】

問 2 令和 3 年 5 月 12 日付けで保険適用された SARS-CoV-2・インフルエンザ抗原同時検出を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和 3 年 11 月 8 日付けで薬事承認された「KBM ラインチェック nCoV/Flu」（コージンバイオ株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答） 令和 3 年 11 月 8 日より保険適用となる。

年末・年始の投薬について

「厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬」も 30 日まで投与可能

内服薬および外用薬の投与量については、「長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認められるときは、1 回 14 日分を限度とされている内服薬または外用薬についても、従来どおり、旅程その他の事情を考慮し、必要最小限の範囲において、1 回 30 日分を限度として投与して差し支えない」とされています。

したがって、年末・年始でも、患者の受診の都合上、やむを得ない場合には、1 回 14 日分を限度とされている「厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬」も 14 日を超えて投与することができますが、レセプトの摘要欄（もしくは院外処方箋）に「年末（年始）投与」との注記が必要です。もちろん、投与日数は必要最小限の範囲にとどめるものとし、最大でも 30 日までとなりますので、ご注意ください。

なお、電子レセプトによる請求の場合は、レセプト電算処理システム用コードを用いることとされていますので、併せてご確認ください。

検査料の点数の取り扱いについて

11 月 1 日から

新たな臨床検査 3 件 (E3 (新項目), E2 (既存項目・変更あり)) が保険適用され, それにともない, 今般, 厚生労働省保険局医療課長から下記のとおり取り扱う通知が示され, 11 月 1 日から適用となりましたのでお知らせします。

記

■新たに保険適用が認められた検査

No. 1

測定項目	minor BCR-ABL mRNA
販売名	Minor BCR-ABL mRNA 測定キット「オーツカ」
区分	E3 (新項目)
測定方法	リアルタイム RT-PCR 法
主な測定目的	末梢血白血球又は骨髓液有核細胞より抽出した RNA 中の minor BCR-ABL mRNA/ ABL mRNA 比の測定 (minor BCR-ABL を有するフィラデルフィア染色体 (Ph) 陽性急性リンパ性白血病 (ALL) の診断補助及び治療効果のモニタリング)
点数	D006-3 Major BCR-ABL1 (mRNA 定量 (国際標準値)) 「1」診断の補助に用いるもの 2,520 点
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号) の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項) の第 2 章 (特掲診療料) を次のように改める。(変更箇所下線部) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D006-3 悪性腫瘍組織検査 (1) Major BCR-ABL1 (mRNA 定量 (国際標準値)) は, リアルタイム RT-PCR 法により測定した場合に限り算定できる。 (2) <u>minor BCR-ABL mRNA</u> <u>診断の補助又はモニタリングを目的として, リアルタイム RT-PCR 法により minor BCR-ABL mRNA を測定した場合は, 「D006-3」 Major BCR-ABL1 (mRNA 定量 (国際標準値)) の「1」診断の補助に用いるものを準用して算定する。</u>

No. 2

測定項目	プロステートヘルスインデックス (phi)
販売名	アクセス ハイブリテック p2PSA
区分	E3 (新項目)
測定方法	化学発光酵素免疫測定 (CLEIA) 法
主な測定目的	血清中の [-2]proPSA の濃度測定 (前立腺癌の診断の補助)

点 数	D009 腫瘍マーカー 「8」前立腺特異抗原 (PSA) 127 点 「15」遊離型 PSA 比 (PSA F/T 比) 154 点 計 281 点
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章 (特掲診療料)を次のように改める。(変更箇所下線部) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D009 腫瘍マーカー (1) ~ (24) (略) (25) プロステートヘルスインデックス (phi) <u>ア 診療及び他の検査 (前立腺特異抗原 (PSA) 等) の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者であって、以下の (イ)、(ロ) 又は (ハ) のいずれかに該当する者に対して、CLEIA 法により、前立腺特異抗原 (PSA)、遊離型 PSA 及び [-2] proPSA を測定し、プロステートヘルスインデックス (phi) を算出した場合に限り、</u> 「D009」腫瘍マーカーの「8」前立腺特異抗原 (PSA) 及び「D009」腫瘍マーカーの「15」遊離型 PSA 比 (PSA F/T 比) の所定点数を合算した点数を準用して算定する。 (イ) 前立腺特異抗原 (PSA) 値が 4.0ng/mL 以上かつ 10.0ng/mL 以下 (ロ) 50 歳以上 65 歳未満であって、前立腺特異抗原 (PSA) 値が 3.0ng/mL 以上かつ 10.0ng/mL 以下 (ハ) 65 歳以上 70 歳未満であって、前立腺特異抗原 (PSA) 値 3.5ng/mL 以上かつ 10.0ng/mL 以下 <u>イ アに該当する患者に対して、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に、原則として 1 回を限度として算定する。ただし、前立腺針生検法等により前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3 月に 1 回に限り、3 回を限度として算定できる。</u> <u>ウ 「D009」腫瘍マーカーの「8」前立腺特異抗原 (PSA) を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</u> <u>エ 「D009」腫瘍マーカーの「15」遊離型 PSA 比 (PSA F/T 比) を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</u> <u>オ 本検査を算定する場合は、レセプトの摘要欄に、前立腺特異抗原 (PSA) の測定年月日及び測定結果を記載すること。また、本検査を 2 回以上算定する場合は、レセプトの摘要欄にその必要性を記載すること。</u>

No. 3

測定項目	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 (SARS-CoV-2 を含む。)
販売名	FilmArray 呼吸器パネル 2.1
区分	E2 (既存項目・変更あり)
測定方法	マイクロアレイ法 (定性)
主な測定目的	鼻咽頭拭い液中のインフルエンザウイルス、コロナウイルス、パラインフルエンザウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス、RS ウイルス、ヒトライノウイルス/エンテロウイルス、マイコプラズマ・ニューモニエ、クラミジア・ニューモニエ、百日咳菌、 <u>パラ百日咳菌</u> 及び SARS-CoV-2 の核酸検出 ※下線部の適応追加

点 数	D023 微生物核酸同定・定量検査 「14」 SARS コロナウイルス核酸検出 3 回分 (450 点×3 = 1,350 点) 〔※検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合〕 4 回分 (450 点×4 = 1,800 点)
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章 (特掲診療料)を次のように改める。(変更箇所下線部) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D023 微生物核酸同定・定量検査 (1) ~ (26) (略) (27) COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、マイクロアレイ法 (定性)により、鼻咽頭拭い液中のインフルエンザウイルス、コロナウイルス、パラインフルエンザウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス、RS ウイルス、ヒトライノウイルス／エンテロウイルス、マイコプラズマ・ニューモニエ、クラミジア・ニューモニエ、百日咳菌、<u>パラ百日咳菌</u>及び SARS-CoV-2 の核酸検出 (以下「ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 (SARS-CoV-2 を含む。)」という。)を同時に行った場合、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013 - 2014 版」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」 SARS コロナウイルス核酸検出の所定点数 4 回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数 3 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名をレセプトの摘要欄に記載すること。 COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を 1 回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠をレセプトの摘要欄に記載すること。 COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて (一部改正)」(令和 3 年 2 月 25 日健感発 0225 第 5 号)の「第 1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1 回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果をレセプトの摘要欄に記載すること。 なお、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 (SARS-CoV-2 を含む。)を実施した場合、本区分の「17」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出、(23) ウに規定する検査及び SARS-CoV-2 核酸検出については、別に算定できない。 (28)・(29) (略)

自賠責研修会の開催について

WEB 動画形式

府医では、損保協会および損保料率算出機構との共催により、平成 15 年度から隔年で標記研修会を対面形式で開催してきたところです。

今年度は、日医と損保協会、損保料率算出機構が協議し、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、WEB 動画形式で研修会が開催されることとなりましたので、お知らせします。

研修会の内容は下記のとおりです。受講にあたっては、ユーザー ID の発行が必要になりますので、受講を希望される場合は、申し込み方法をご確認の上、12 月 20 日(月) までに府医保険医療課にメールにてお申し込みください。

記

▷WEB 動画の研修講師・テーマ

(1) 学術講習

講 師：公益社団法人日本医師会 長島公之 常任理事

テーマ：「最近の交通事故診療について」

内 容：交通事故の状況、自賠責の状況、日医労災・自賠責委員会の活動

(2) 自賠責講習

講 師：損害保険料率算出機構自賠責損害調査センター 深澤 泰 主管

テーマ：「自賠責保険（共済）のしくみ」

内 容：交通事故の民事責任と損害保険、自賠責保険制度の概要・請求手続、自賠責保険から支払われないケース、自賠責保険の損害調査

▷申し込み方法

受講者情報を府医にて取りまとめますので、受講を希望される場合は、12 月 20 日(月) までに下記アドレス宛に、①医療機関名、②受講者氏名、③氏名のふりがなをお送りください（メールの表題に「自賠責研修会の申し込み」とご明記ください）。

お申し込み後、損保協会からメールにてログインに必要な情報をお知らせします。

《受講申し込み先メールアドレス》

hoken@kyoto.med.or.jp 〈京都府医師会 保険医療課宛〉

※ 1 医療機関から複数名受講される場合は、受講者ごとにそれぞれ個別のメールアドレスからお申し込みください（メールアドレスに紐づいてユーザー ID が各人に発行されます）。

▷WEB 動画形式の受講可能期間

2022 年 2 月 28 日(月) まで

小児慢性特定疾病の対象疾病の追加について

11 月 1 日から

小児慢性特定疾病について、11 月 1 日より 29 疾病（うち 4 疾病は、1 つの小児慢性特定疾病である「染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な形態的異常の組み合わせを呈する症候群」として整理）が新たに追加され、あわせて 788 疾病が対象となりましたので、お知らせします。

今回追加された疾病の詳細および医療意見書様式は「小児慢性特定疾病情報センター」(<https://www.shouman.jp/>) をご参照ください。

▷新しく追加された疾病

- | | |
|------------------------|--|
| ●ギャロウェイ・モワト症候群 | ●ビタミン B6 依存性てんかん |
| ●鰓耳腎症候群 | ●片側巨脳症 |
| ●常染色体優性尿管間質性腎疾患 | ●早産児ビリルビン脳症 |
| ●ホルト・オーラム症候群 | ●DDX3X 関連神経発達異常症 |
| ●徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症 | ●GRIN2B 関連神経発達異常症 |
| ●PCDH19 関連症候群 | ●PURA 関連神経発達異常症 |
| ●環状 20 番染色体症候群 | ●CASK 異常症 |
| ●アイカルディ症候群 | ●先天性グリコシル化異常症 |
| ●ミオクロニー欠伸てんかん | ●染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な形態的異常の組み合わせを呈する症候群（バインブリッジ・ロパース症候群，ヴィーデマン・スタイナー症候群，コーエン症候群，ピット・ホプキンス症候群） |
| ●ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん | ●限局性強皮症 |
| ●大田原症候群 | ●タナトフォリック骨異形成症 |
| ●早期ミオクロニー脳症 | |
| ●遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん | |
| ●視床下部過誤腫症候群 | |
| ●WDR45 関連神経変性症 | |

障害者総合支援法の対象疾病の追加について

11 月 1 日から

今般、障害者総合支援法対象疾病検討会における議論等を踏まえ、11 月 1 日より同法に基づく障害福祉サービス等の対象となる疾病の範囲が 361 疾病から 366 疾病となりましたので、お知らせします。

対象疾病の一覧は厚生労働省の HP 内「障害者総合支援法の対象疾病（難病等）」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hani/index.html) でご確認ください。

▷新しく追加された疾病

- 家族性低 β リポタンパク血症 1（ホモ接合体）
- 自己免疫性後天性凝固第 X 因子欠乏症（※）
- 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
- ネフロン癆
- 脳クレアチン欠乏症候群
- ホモシスチン尿症

※自己免疫性後天性凝固第 X 因子欠乏症は、対象疾病 141：自己免疫性後天性凝固因子欠乏症に統合

被保険者証の無効通知について

次のとおり保険者より無効通知が送付されましたので、ご注意ください。

〔裁判所共済組合京都支部〕

保 険 者 番 号	31260276
記 号 番 号	122 220508
氏 名	吉 田 智 直
被 扶 養 者 氏 名	吉 田 慧 智
無 効 事 由	紛 失
無 効 年 月 日	令 3. 11. 4



保険医療部通信

(第 349 報)

令和 4 年度診療報酬改定の論点<その 2>

診療報酬改定に関する議論は 10 月から第 2 ラウンドが開始された。

「外来医療」ではかかりつけ医機能の評価のあり方を巡り、支払い側が現在の評価体系を見直し、国民がかかりつけ医を持つため、制度化を前提に役割や機能を明確にすべきと主張。対して、診療側委員の城守日医常任理事（府医顧問）は、中医協は制度論を議論する場ではないと述べた上で、「国民がかかりつけ医を割り当ててほしいとは思っていないのではないか。かかりつけ医は患者と医師との信頼関係がベースにあり、信頼関係を制度で規定することは医療にはなじまない」と反論した。

また、「入院医療」では、過去の改定と同様に急性期入院医療の重症度、医療・看護必要度を巡って対立し、城守日医常任理事は、改定ごとに評価項目の見直しなどが行われ、医療現場の負担となっていることを指摘するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響から平時のデータが検証されていないことを踏まえ、今回の改定で評価項目を見直すことに明確に反対した。

中医協で議論が進む中、財務省の財政制度等審議会・財政制度分科会が診療報酬改定率について言及し、「マイナス改定なくして医療費の適正化は到底図れない」「躊躇なくマイナス改定とすべき」と主張。さらに、薬価改定財源を診療報酬（本体）の財源とすることは「フィクションにフィクションを重ねたもの」と批判するとともに、独特の「論理」や主張が建設的な議論を妨げてきたとし、「診療報酬改定等にまつわる因習は払拭されなければならない」と言い放った。財務省の姿勢に対して、中川日医会長は、新型コロナウイルス感染症により地域の医療提供体制が厳しい状況にあると指摘し、「躊躇なくプラス改定にすべき」と強く反論した。

本号では、10 月 15 日号保険医療部通信「令和 4 年度診療報酬改定の論点<その 1>」の続報として、10 月以降の改定関連情報について、主に中医協総会の議論、特に城守日医常任理事の発言に注目しながら論点を整理し、お知らせする。

月 日	会 議 名	主要テーマ	主 張		
			厚労省	診療側	その他
10 月 13 日	中医協総会	「在宅医療」がテーマ 継続診療加算, 在宅ターミナルケア加算の要件見直しなどを議論	在医総管・施設総管の継続診療加算の算定が低調なことを踏まえ, 24 時間の往診体制の要件見直しを提案。 外来から在宅医療へ移行する患者を外来担当医と在宅担当医が共同で指導した際の評価のあり方を論点に提示。 訪問診療料の在宅ターミナルケア加算について, 訪問診療に至る前の往診時にターミナルケアを実施した場合は算定できないことを説明し, 要件の見直しの必要性を指摘。	城守: 在宅医療の需要増を見据え, 継続診療加算が積極的に算定できるよう 24 時間の往診体制の緩和, 連携医療機関への評価を提案。 外来担当医と在宅担当医の連携を評価する厚労省の提案に賛同。在宅ターミナルケア加算の要件見直しにも同意。	支払い側: 質の担保を前提に, 継続診療加算の要件緩和に一定の理解を示す。 外来と在宅の医師の連携は, ICT の活用や多職種連携の取り組みを含めた上での評価を求める。 在宅ターミナルケア加算の見直しにあたっては, ACP の策定を要件化することを主張。
10 月 20 日	中医協総会	外来医療を議論 地域包括診療加算・料は対象疾患拡大の方向	外来医療の論点に, かかりつけ医機能, 小児のかかりつけ医機能, 生活習慣病管理, 耳鼻咽喉科診療, 医療機関間の連携を提示。 かかりつけ医機能では, 地域包括診療加算・料の対象疾患に CKD, 心不全を追加することや予防接種の相談対応を要件化することなどを提案。 生活習慣病管理料の包括範囲や点数の見直し, 耳鼻咽喉科診療の複数処置実施時の包括点数化の検討を求める。 また, 医療機関間の連携では診療情報提供料Ⅲの要件緩和を提案。	城守: 地域包括診療加算・料の対象疾患の追加に賛同。予防接種の相談対応も同意。支払い側が主張するかかりつけ医の制度に係る議論は中医協マターではないと反論。 生活習慣病管理料の要件の簡素化を求める。 耳鼻咽喉科診療の複数の処置を組み合わせた評価について, 個別の臨床実態に応じた仕組みの検討を求める。また, 耳鼻科領域で小児抗菌薬適正使用支援加算の算定を提案。	支払い側: かかりつけ医機能の評価について, 現行の点数の見直しの前に, 国民がかかりつけ医を持つための対応を検討すべきと主張。制度化し役割や機能を明確化するよう求める。 生活習慣病管理料は点数引き上げに慎重姿勢を示す。 耳鼻咽喉科診療の議論はエビデンス不足を指摘し, データの提出を求める。

10 月 22 日	中医協総会	がん・疾病対策について議論	がん対策，難病対策，アレルギー疾患対策について論点を提示。 外来化学療法を安心・安全に推進していくために，副作用の管理や緊急時の相談対応等に万全を期す必要があると指摘。 アレルギー疾患生活管理指導票を用いた主治医から学校医などへの情報提供に係る評価について検討を求める。	日医：外来化学療法の体制整備のための評価充実を要請。アレルギー疾患生活管理指導票を活用した情報提供が評価されていないことを指摘し，診療情報提供料 I を適用することを提案。	支払い側：外来化学療法の評価充実やアレルギー疾患生活指導票の評価は概ね了承。
10 月 27 日	中医協総会	訪問看護がテーマ 専門・認定看護師の訪問，理学療法士の訪問などを議論	「専門・認定看護師や特定行為研修修了者の専門性の高い看護師による訪問看護」，「訪問看護ステーションからの理学療法士等による訪問看護の在り方」，「小児への訪問看護に係る関係機関の連携強化」を論点に挙げる。	城守：理学療法士による訪問看護が効果的なものとなるため，医師の指示書に時間や頻度を記載することを提案。	支払い側：理学療法士による訪問看護の実態把握を求める。
11 月 5 日	中医協総会	精神医療，療養・就労両立支援を議論 療養・就労両立支援指導料の対象疾患を拡大	精神医療の現状を説明し，療養生活環境整備指導加算の要件の見直しや精神科在宅支援管理料の対象にひきこもり状態の患者を追加することなどの協議を依頼。 療養・就労両立支援指導料について，対象疾患に心疾患，糖尿病，若年性認知症を追加することや要件の見直しなどを提案。 がん指導管理料に公認心理士が行った場合の評価を提案。	城守：療養生活環境整備指導加算に外来患者も対象にすることなどを求めたほか，精神科在宅支援管理料は算定期間の制限の見直しを提案。 療養・就労両立支援指導料の対象疾患の拡大を了承。	支払い側：精神科在宅支援管理料の対象は重症度の高い精神疾患患者であることに留意するよう要請。

11月8日	財政制度等 審議会・財 政制度分科 会	社会保障がテーマ マイナス改定を強く主張	診療報酬（本体）は、医療費の適正化とは程遠い対応を繰り返してきたとし、マイナス改定を続けることなくして医療費の適正化は到底図れないと主張。躊躇なくマイナス改定にすべきと断言。 また、薬価改定は、薬剤費総額が伸長する中での「過大な要求の積算の修正」作業であり、その財源を診療報酬（本体）の財源とすることは「フィクションにフィクションを重ねたもの」と批判した上で、診療報酬改定にまつわる因習は払拭されなければならないと指摘。 かかりつけ医については、機能強化に向けた診療報酬上の評価が先行してきたものの、実態がともなっていないと指摘し、さらなる要件の緩和は厳に慎むべきと主張。かかりつけ医の制度化と希望者の事前登録の導入、包括払いの検討を求める。
11月10日	中医協総会	急性期入院医療、小児在宅などを 議論	重症度、医療・看護必要度について、 必要度Ⅱの推進、A項目の「心電図モニター の管理」、「点滴ライン同時3本 以上の管理」、「輸血や血液製剤の管理」 の見直しなどについて議論を求める。 急性期入院医療に治療室の届出状況 や、救急搬送受入件数、手術等の実績 を踏まえた評価の導入を論点に挙げ る。 小児の在宅医療の現状を踏まえ、緊 急往診加算の対象拡大、在宅がん医療 総合診療料の評価の充実を提案。 城守：重症度、医療・看護必要度ついて、改定ごとの変更は医療現場の負担であり、コロナの影響も検証が必要なことから、今回の見直しには明確に反対することを強調。特定集中治療室におけるB項目の削除も現実的ではないと反論。 治療室の届出有無を踏まえた急性期入院医療の評価は、治療室がない医療機関の評価が下がり、地域の救急体制の弱体化につながるとして反対。 在宅がん医療総合診療料に小児の点数設定を提案。また、在宅・在宅医療以外の医療機関ががん患者に在宅医療を提供した場合の評価を求める。 支払い側：「心電図モニターの管理」を評価項目から削除すること強く主張。特定集中治療室におけるB項目の削除も求める。 急性期一般入院料Ⅰに手術等の実績に差があることは、評価の新たな切り口になると指摘。

令和 2 年 4 月診療報酬改定について

令和 2 年 4 月診療報酬改定に関する「Q & A」(その 18)

◇厚生労働省疑義解釈資料(その 80・81 / 11 月 5 日付)

質問・未確定事項等	回 答
Q 1 「A003」オンライン診療料の施設基準において、「頭痛患者に対する情報通信機器を用いた診療に係る研修」とあるが、当該研修にはどのようなものがあるか。	A 1 現時点では、一般社団法人日本頭痛学会の実施する「日本頭痛学会 e-learning」が該当する。
Q 2 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 12 について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項において、「入院中の患者に対する手術の休日加算 1 及び 2 又は深夜加算 1 及び 2 は、病状の急変により、休日に緊急手術を行った場合又は開始時間が深夜である緊急手術を行った場合に算定できる。」とあるが、脳死臓器提供者の発生等により緊急に臓器移植術を実施する必要性が生じた場合は、当該手術について、入院中の患者に係る「病状の急変」による緊急手術に該当するものとして取り扱ってよいか。	A 2 よい。
Q 3 「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」(令和 3 年 5 月 31 日保医発 0531 第 3 号)において、「マイコバクテリアウム・アビウムコンプレックス (MAC) による肺非結核性抗酸菌症患者であって、多剤併用療法による前治療において効果不十分な患者(入院中の患者以外のものに限る。)に対して、アミカシン硫酸塩吸入用製剤を投与するに当たり、超音波ネブライザを使用した場合は、初回の投与を行った月に限り」「C164」の「1」に規定する陽圧式人工呼吸器の所定点数を準用して算定できることとされているが、入院中の患者又はその看護に当たる者に対して、当該患者の退院時に在宅抗菌薬吸入療法の方法及び注意点等に関する指導管理を行った場合においても、退院日に限り、「C164」の「1」に規定する陽圧式人工呼吸器の所定点数を準用して算定できるか。	A 3 算定できる。

質問・未確定事項等	回 答
Q 4 公的な管理の下で各医療機関に無償で提供されたロナプリーブ注射液セット 300, 同注射液セット 1332 (成分名: カシリビマブ (遺伝子組換え) / イムデビマブ (遺伝子組換え)) (以下「本剤」という。)について, 「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について」(令和 3 年 7 月 20 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。同年 11 月 5 日最終改正。以下「令和 3 年 7 月 20 日コロナ本部事務連絡」という。)に基づき, 発症抑制の目的で本剤を「疑似症患者」に投与する場合に, 保険診療との併用が可能か。	A 4 無償で提供された当該医薬品を, 発症抑制の目的で疑似症患者に投与する場合, 本剤が既に薬事承認 (特例承認) を受けていることから, 時限的・特例的な対応として, 承認後, 保険適用前の医薬品の投与と類似するものとして評価療養に該当するものとする。
Q 5 Q 4 の場合における投与対象者について, 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにおける新型コロナウイルス感染症患者と同様に取り扱ってよいか。	A 5 よい。
Q 6 ゼビュディ点滴静注液 500mg (成分名: ソトロビマブ (遺伝子組換え)) について, 令和 3 年 7 月 20 日コロナ本部事務連絡に基づき, その投与対象となる新型コロナウイルス感染症患者に対して外来で投与した場合, 治療薬の投与に係る新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い (令和 3 年 9 月 28 日厚生労働省保険局医療課事務連絡 (その 63) 別添の問 8 (外来での投与)) における「本剤」(カシリビマブ及びイムデビマブ) を「ソトロビマブ」と読み替えて, 臨時的な取扱いを適用してよいか。	A 6 よい。

生活保護における医療要否意見書の 記載について

生活保護法では、第 50 条第 1 項の規定により、指定医療機関医療担当規程が定められており、その第 7 条において「指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から生活保護法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない」と規定されています。

上記規程に基づき、指定医療機関に対して医療要否意見書等の記載が求められることになっていますが、ご承知のとおり、医療要否意見書は、医療扶助の決定に際し重要な判断材料となります。具体的には、主治医の記載した医療要否意見書をもとに、地区区医を通じて本会より推薦した保健福祉センターや福祉事務所（以下、福祉事務所等）の嘱託医が認定審査を行います。記載が不十分な場合は嘱託医が判断できず、福祉事務所等より主治医への照会あるいは医療要否意見書自体の再提出を求められ、かえって主治医にとって煩雑になることも予想されます。またこの間、被保護者（患者）の受診が遅れることにもなりかねません。

したがって、医療要否意見書の記載にあたりましては、傷病名・主要症状は当然のこと、具体的な傷病の経過や現在の症状、今後の見通し等を明記する必要がある、また嘱託医の判断が困難と思われる場合は、検査データや治療方針等、医学的見地からの所見も必要（従前からの継続患者分も同様）となりますので、十分ご注意ください（次頁記入例参照）。

なお、「主要症状及び今後の診療見込」欄に全部を記載することができない場合は、別紙で対応することも可能です。その際には、医療要否意見書の該当欄に“別紙に記載する”旨を明記してください。さらに別紙には、医療機関の所在地、名称および担当医師名等を記名・押印の上で、医療要否意見書にホッチキス留めする等、外れないようにしてください（特に別紙の様式に定めはありません）。

また、医療機関からの医療要否意見書の返送が遅れますと、医療券発券前の受診につながることもありますので、返送期日の遵守にご協力ください。

京都市以外の地域につきましても、医療要否意見書の様式は若干異なりますが、ご記載いただく内容は同様ですのでご活用ください。

※「医療要否意見書記入例」に関するお問い合わせ先

京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課

TEL 075 - 251 - 1175 FAX 075 - 256 - 4652

枠内の部分のみ記入し、

※印欄は保健福祉センター生活福祉課で記入
します。

現在治療中又は経過観察中の傷病名のみを
ご記入ください(例参照)。

保健福祉センター生活福祉課嘱託医師が医療の要否を判断するために、非常に重要な部分です。

＜記載が不十分な例＞

「投藥加療中。經過良好。」

診療見込期間

長期にわたる傷病で期間の見込が立てられない場合は最長6箇月を限度として記入してください。(非指定医療機関は3箇月)

例) 45日の場合「1箇月15日間」あるいは「45日間」、90日の場合「3箇月」あるいは「90日間」と記載してください。

注)「6箇月180日間」の記載は誤りとなりません。この場合、合計「1年間」となり、承認可能期間を超過しているため、認められません。

ケース番号 12345678	※ ①内科 ②歯科	※ ③新規 ④継続	受理年月日
(住所) 〇〇区〇〇学区 〇〇町	に係る	〇年〇月〇日	以降の医療 の要否について意見を求めます。
(氏名) 〇〇 〇〇	昭和〇年〇月〇日生	〇〇 福祉事務所長	
(生年月日)		院(所) 部長	
傷病者又は 関係者の氏名は	(1) 高血圧症、高脂血症 (2) 関節痛、腰痛 (3) 甲状腺機能低下症 (4) 大腸がん術後、狭心症 (5)	転 出 部 門 (初診) 10年 03月 04日 (再診) 14年 01月 10日 (受診) 16年 01月 22日 (17年 04月 25日) (5) 年 月 日	中 止 死 亡 治 癒 帰 郷
主要症状及び今後の診療見込	※主要症状、臨床検査結果（数値）、治療の経過及び今後の診療見込について具体的に記入してください。 (例) 最近6箇月の血圧はノルバスク服用により108～145/69～90と安定している。9.45μU/mlと高かったTSHがチラージンSの投与により1.25μU/mlと低下し正常値を呈している。一方正常化したBUNが32.0mg/dlと上昇しており食事指導を行い経過観察中である。本年4月に見つかった大腸癌をA病院にて経内視鏡的に切除し経過は順調である。同除腫節痛には従来通り湿布を投与して痛み軽減を図っているところである。今後も加療が必要である。		
入院外・入院 診療見込期間	6 箇月	期 間 (1) 今回診療期間 (2) 第2箇月日以降 (3) 以降1箇月間 (4) 以降6箇月日まで 診療 入院料 円 入院料 円 入院料 円 入院料 円	進 落 事 項
上記のとおり(1)入院外 2入院 医療を(1)要する(2)要しない」と認めます。 (先) 〇〇 福祉事務所長			
※ 嘱託医の意見	入院外	入院	箇月
発行年月日	受理年月日	交付番号	年月日
あて先	指定医療機関の所在地及び名称 指定医療機関の長又は開設者氏名		
下記のとおり請求します。			
診療年月日	年 月 日	※ 受診者氏名	年 月 日
診療科	初・再 点 (検査名)	※ 支払等負担額	(札)
計 算 金	〃 〃 〃	金額(入) 円 払 金	
合 計	〃 〃 〃	※ 支払等負担額	
請求額	〃 〃 〃	金額(入) 円 払 金	
審査	係 長	地区担当員	取組担当者 ケース番号

初診年月日及び概算医療費
対象の保健福祉センターから特段
の求めがあった場合に限り記載し
てください。(記載を求めめる場合は、
電話または書面で連絡します。)

記載の求めがあり、「(2)第2箇月目以降6箇月目まで」欄について、第2箇月目以降も医療が必要となる場合に、6箇月目までの間に要する医療費概算額の合計金額を記入してください。

()内には各々入院料を再掲してください。

否
要
療
の
医

それぞれ1又は2を○で囲んでください。

所在地及び名称等

所在地、名称等はゴム印で結構です。押印及び日付の記入は必ずお願いします。

転帰した場合は、保健福祉センター生活福祉課に返送してください。

京都府医師会

在宅医療・地域包括ケアサポートセンター 通信

令和 3 年度 「京都在宅医療塾～実践編～」 オンデマンド配信のご案内

平成 27 年度からスタートした「京都在宅医療塾Ⅱ～実践編～」は、在宅医療を実践している医師および今後在宅医療に取り組む医師を対象に、テーマに応じて、在宅医療エキスパートである様々な専門医や認定看護師などを講師にお迎えし、在宅医療に必要な医療技術の習得を目的に研修会を開催してまいりました。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策により、やむなく実技演習をともなう研修会の開催を見送ることとなりました。

今年度も、新型コロナウイルス感染症感染拡大の収束について目途の立たない状況であり、従来の演習をともなう集型の研修会開催は難しい現状です。そこで、洛和会音羽病院 総合内科・リウマチ部門部長 谷口洋貴先生にご協力いただき、過去に開催したご講演の録画をオンデマンド配信いたします。YouTube を使用してお申し込みの方に限定公開いたします。

すでに研修会を受けた方の振り返りとしてもご活用ください。

インターネットが繋がった「パソコン」「スマホ」「タブレット」等があれば、配信期間中は「いつでも」「何度でも」「学びたい部分だけでも」見ることができます。

是非、多くの方のご視聴をお待ちしております。

令和 3 年度「京都在宅医療塾～実践編～」オンデマンド配信

配信①

平成 30 年度 第 1 回・第 2 回京都在宅医療塾Ⅱ～実践編～より
心電図・心エコーを使用する前にバイタルサインでここまで診れる
この症状は 赤信号？黄色信号？青信号？

※講演時間：約 50 分

配信②

令和元年度 第 3 回・第 4 回京都在宅医療塾Ⅱ～実践編～より
知っておきたい。在宅での輸液スキル 明日からできる皮下点滴！
～在宅での高齢者の肺炎・脱水時の対応について～

※講演時間：約 55 分

講 師 (配信①②) 洛和会音羽病院 総合内科・リウマチ部門 部長 谷口 洋貴 氏

配信期間 2021 年 12 月 1 日～2022 年 3 月 31 日

受講料 無料

対象者 医師

申し込み 下記の QR コードをお手持ちのスマートフォンで読み込むとお申し込みフォームが
開きます。



または、本センターホームページ (<https://kyoto-zaitaku-med.or.jp/>) から受付
中です。

問い合わせ 京都府医師会在宅医療・地域包括ケアサポートセンター
(TEL 075-354-6079 / FAX 075-354-6097)

※本配信による日医生涯教育講座カリキュラムコードの単位付与はありません。

また、修了証の発行もございませんのでご了承ください。

認知症対策通信

令和 3 年度かかりつけ医認知症対応力向上研修 (Web 開催) 開催のご案内

本研修は、国が定める「認知症地域医療支援事業」の一環で、府医が京都府・京都市から委託を受けて実施しております。各地域において医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とし、かかりつけ医として必要で適切な認知症診断の知識・技術などの習得に資する内容となっております。

今年度より、テキストおよび DVD が改訂されましたので、これまでご参加になられなかった会員各位はもちろんのこと、過去に参加された方であっても是非ご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。

本研修会は、収録した講演を前半 Part と後半 Part に分けて Web 配信をいたします。ご都合の良い日程を選択し、それぞれ 1 回ずつ受講してください。どちらかのみ受講も可能ですが、日医かかりつけ医機能研修制度応用研修の単位付与はいたしかねます。お含みおきますようお願い申し上げます。

【前半 Part】

- と き ① 11 月 20 日 (土) 午後 2 時～午後 4 時
 ② 12 月 9 日 (木) 午後 6 時～午後 8 時
 ③ 令和 4 年 1 月 15 日 (土) 午後 2 時～午後 4 時
 ④ 令和 4 年 2 月 10 日 (木) 午後 6 時～午後 8 時
- と ころ ※ Web での配信 (Zoom ウェビナー) となりますのでご注意ください
- 内 容 「基本知識」「診療における実践」
- 講 師 北山病院 院長 澤田 親男 氏 (認知症サポート医幹事)
- ※前半 Part ①②③④は同じ内容です。

【後半 Part】

- と き ① 11 月 27 日 (土) 午後 2 時～午後 3 時 30 分
 ② 12 月 16 日 (木) 午後 6 時～午後 7 時 30 分
 ③ 令和 4 年 1 月 22 日 (土) 午後 2 時～午後 3 時 30 分
 ④ 令和 4 年 2 月 17 日 (木) 午後 6 時～午後 7 時 30 分
- と ころ ※ Web での配信 (Zoom ウェビナー) となりますのでご注意ください
- 内 容 I 「かかりつけ医の役割」
 II 「地域・生活における実践」
- 講 師 I はやし神経内科 院長 林 理之 氏 (認知症サポート医幹事)
 II 京都府立医科大学大学院 医学研究科 精神機能病態学 精神医学教室
 成本 迅 氏 (認知症サポート医幹事)
- ※後半 Part ①②③④は同じ内容です

対 象 府医会員、会員医療機関の医師、勤務医、看護師、介護職、福祉職、行政職等

参 加 費 無料 ※ Web 会議システム Zoom ウェビナーを用います。

修 了 証 Zoom ウェビナーの入退室管理により前半 Part、後半 Part 両方の出席を確認した医師に、アンケートフォームをメールにて送付させていただき、回答を確認いたしましたら、京都府または京都市から修了証が発行されます。

申し込み 申込方法はホームページ申込フォームからのみとなります。

問い合わせ 京都府医師会在宅医療・地域包括ケアサポートセンター
(TEL : 075 - 354 - 6079 / FAX : 075 - 354 - 6097)
メール zaitaku@kyoto.med.or.jp

日医生涯教育カリキュラムコード

【前半 Part】

29. 認知能の障害 (2 単位)

※「地域包括診療加算」および「地域包括診療料」の施設基準における「慢性疾患の指導に係る適切な研修」の一部、「29. 認知能の障害」に該当します。

【後半 Part】

4. 医師－患者関係とコミュニケーション (0.5 単位)

13. 医療と介護および福祉の連携 (1 単位)

日医かかりつけ医機能研修制度

【応用研修】 1 単位

※前半 Part、後半 Part 共に出席確認ができた方のみに付与いたします。

※受講確認のため、1 人 1 台の通信端末 (PC 等) で参加いただく必要があります。

※入退室時間の記録をいたします。遅刻や途中退出されますと単位が付与されない場合がございます。お時間にご留意ください。

当日はネット環境が整った場所でご覧くださいますよう、
何卒よろしくお願い申し上げます。

■ 申し込み方法について

本研修会はインターネット配信「Zoom ウェビナー」を使用して開催いたします。

事前に接続テストをご希望の場合は下記までお問い合わせください。

● ホームページ申込フォーム

右記の QR コードをお持ちのスマートフォンのバーコードリーダーで読み取ると、申込フォームが表示されます。または、検索エンジンにて「京都 在宅医療」で検索し、当センターホームページからお申込みできます。



お申込みの受付手続きが完了しましたら、Zoom マニュアル等のデータ「zaitaku@kyoto.med.or.jp」よりメールいたします。

また、研修会前日に同メールアドレスより、研修会聴講の URL を送付させていただきます。迷惑メールの設定をされている方は、「zaitaku@kyoto.med.or.jp」を設定から外していただきますようお願いいたします。

ご不明点がございましたら当センターまで、ご連絡ください。

京都府医師会 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

TEL : 075 - 354 - 6079

介護保険ニュース

令和 3 年度主治医研修会の開催について

府医では例年、京都府からの委託事業として、主治医研修会を開催していますが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、開催を見送りました。

今年度は、感染症対策としてオンライン形式で下記のとおり開催する予定ですので、お知らせします。

なお、当研修会の受講は診療報酬上の施設基準「地域包括診療加算（料）」に係る介護保険制度の利用等に関する選択式要件の一つとなっています。当該施設基準につき、新規届出を検討する医療機関におかれては貴重な機会となりますので、申し添えます。

令和 3 年度主治医研修会

日 時	12 月 18 日 (土) 午後 2 時 30 分から午後 5 時 30 分 (予定)
内 容	主治医意見書記載に関する留意点 (令和 3 年度の様式変更等にも対応した内容)
講 師	京都府医師会介護保険担当理事 西村幸秀理事, 小柳津治樹理事, 市田哲郎理事
開催方法	Zoom を使用し、府医会館からオンライン配信します。オンラインでの受講に対応できない場合は、下記担当までお問い合わせください。
参加申込方法	下記のホームページ上の入力フォームに氏名、メールアドレス等の必要事項を入力してください。(12 月 3 日 (金) メ切) https://tkp-jp.zoom.us/webinar/register/WN_bX3YFMFTTCij6Yd7B0kMHQ  参加申込後、申込受付メールが送信されますのでご確認ください。
備 考	①研修会で使用する資料は開催日までに郵送します。 ②会議前日までに、Zoom の招待メールを送信します。当日、招待メール上のリンクから入室し研修を受講して下さい。 ③招待メールが届かない場合は迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性がありますので、ご確認ください。
日医生涯教育講座	①単位数：2.5 単位 ②カリキュラムコード： 1. 医師のプロフェッショナリズム (0.5 単位) 12. 地域医療 (1 単位) 13. 医療と介護および福祉の連携 (1 単位)
修了証書	Zoom ウェビナーの入退室管理により参加を確認し、後日登録したご住所に郵送します。受講確認のため、一人一台の通信端末 (PC 等) で参加いただく必要があります。
担 当	京都府医師会介護保険課 (075-354-6107)

京都府医師会会員の皆様へ ～ぜひ お問い合わせください～

<中途加入も可能です>

医師賠償責任保険制度(100万円保険)

【医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険】

本保険制度は、日本医師会医師賠償責任保険および特約保険の免責金額である100万円部分の補償ならびに施設に関わる賠償責任をカバーする医療施設賠償責任保険が付帯されたもので、日本医師会医師賠償責任保険制度を補完することを目的として発足いたしました。

加入タイプⅠ

ご加入対象(被保険者)：京都府医師会会員である診療所の開設者個人(A1会員)、医師会会員を理事もしくは管理者として診療所を開設する法人
人格権侵害が補償されます。
(※医療施設賠償責任保険のみ)

加入タイプⅡ

ご加入対象(被保険者)：京都府医師会会員である勤務医師(A2会員)、法人病院の管理者である医師個人

※医療施設賠償責任保険は含みません。

年間保険料

加入タイプⅠ…6,980円・加入タイプⅡ…4,010円ですが、

中途加入の場合は保険料が変わりますので代理店にご連絡ください。

※各タイプの補償内容はパンフレットをご覧ください。

※ご加入者数により、保険料の引き上げ等の変更をさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

医師賠償責任保険に個人を被保険者としてご加入の場合、刑事弁護士費用担保特約が付帯されます。

このご案内は、医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容はパンフレットをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりませんが、ご不明な点がありましたら代理店または保険会社におたずねください。

【契約者】 一般社団法人 京都府医師会

【取扱代理店】 東京海上日動代理店 有限会社 ケーエムエー（京都府医師会出資会社）

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6 京都府医師会館内

TEL 075-354-6117 FAX 075-354-6497

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 担当課：京都支店営業課

〒600-8570 京都市下京区四条富小路角

2021年3月1日作成 20-TC09948

京都医報 No.2210

発行日 令和3年12月1日

発行所 京都医報社

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6

TEL 075-354-6101

E-mail kma26@kyoto.med.or.jp

ホームページ <https://www.kyoto.med.or.jp>

発行人 松井 道宣

編集人 飯田 明男

印刷所 株式会社ティ・プラス



発行所 京都医報社

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東栞尾町6 TEL 075-354-6101

発行人 松井道宣 編集人 飯田明男